

あか牛

(創立
20
周年記念号)



(創立20周年記念式典)

1972.7

社
法
人

日本あか牛登録協会



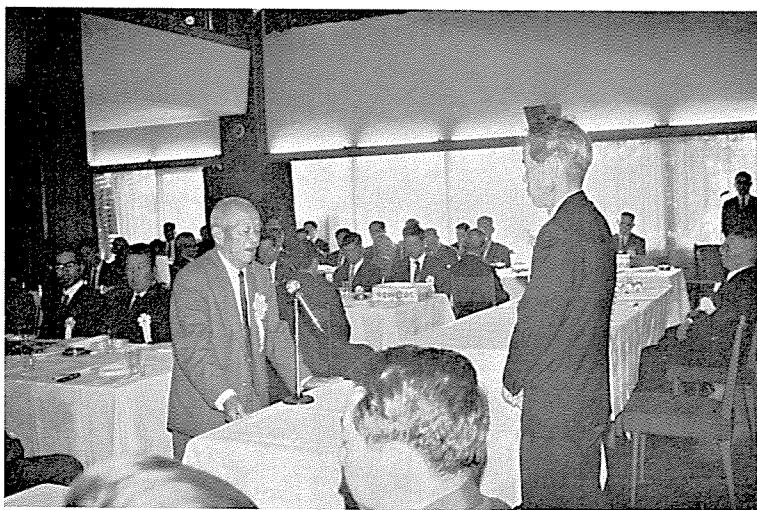
岡 本 会 長 式 辞



農 林 省 畜 産 局 長 祝 辞
(堀 家 畜 改 良 課 長)



熊本県知事祝辞（小山副知事）



功労者総代謝辞（熊本県木村健十氏）

式 辞

日本あか牛登録協会が、創立以来二十年の歳月を重ね、本日ここにわざわざご参列いただきました来賓のかたがたをお迎えして、祝賀の式典を挙げるにいたしましたことは、私ども関係者として心から喜びとするところであります。

いま静かにこれまでの道程を顧みますと、創立の当初にうけたさまざまの批判に耐え、道半ばで從来の役肉牛的觀念を一掃し率先して近代的肉用牛への改良に踏み切りましたが、既成觀念を打破して進まねばならぬこの道はきわめてけわしく、最近ようやく関係方面から一応の評価をうけるにいたしましたものの、風雪二十年の言葉が切実に身にしみる思いがいたします。

この間、内にあつては関係各位のたゆまぬご努力が重ねられ、外にあつては農林省をはじめ各方面からの暖かいご理解とご支援とがあつたことを痛感し、ここに深く感謝の意を表したいと存じます。

本日の式典の意図するところは、安易な祝杯に時をかそうとするのではなく、ここにいたるまでの諸先達その中にはすでに故人となられたかたを含めそのご苦労とご功績をしのんで感謝と敬愛の情をささげ、あわせてこれからの方々にきびしい行程に對処するためにつき、あわせてこれからの方々におくみとりいただき、皆さまのご協力とご支援をまわりますようお願い申しあげまして式辭といたします。

どうもありがとうございました。

昭和四十七年五月十日

社団法人日本あか牛登録協会

会長 岡本正幹

祝

辞

本日ここに、日本あか牛登録協会創立二十周年記念式典が挙行されるに当たり、一言お祝いの言葉を申し述べる機会を得ましたことはは私の深く喜びとするところであります。

ご承知のとおり、近年におけるわが国の畜産は、旺盛な需要にささえられて著しい發展をとげ、いまや農業の中核的部門として位置づけられておりますが、これは從来からの各種畜産振興施策に加え、関係者各位の長年にわたるご努力によるところ大であると推察されるのであります。なかでも畜産の根幹である家畜の改良増殖に対する関係者各位のご努力は非常に大きいものがあります。

このなかにあって、日本あか牛登録協会は、昭和二十七年熊本、長崎の二県を母体に設立され以来、あか牛の登録とその改良増殖技術の指導啓蒙にご尽力され、いまや会員十万を擁するまでに發展し、わが国の極必要な肉専用牛としてのあか牛の地位を確固たるものにされたのであります。創立以来二十年間にわたる関係者各位のご努力に深く敬意を表する次第であります。

今後、畜産物の需要とりわけ牛肉の需要増大が予想されるなかにあって、特に放牧適性にとみ、増体能力の高いあか牛は、その特性を生かしつつ改良増殖を進めるべき品種として大いに注目されております。

農林省をいたしましても、先般來、今後の牛肉対策の方向について銳意検討を進め、牛肉の安定的供給を図るべく、改良増殖対策はもちろんのこと生産構造、價格、流通等各般にわたる施策を講ずることとしております。

あか牛登録協会におかれましても二十周年を契機にさらにご活躍され、日本のあか牛として改良増殖が進展することを期待し、簡単ではございますが、お祝いの言葉をいたします。

昭和四十七年五月十日

農林省畜産局長 増田久

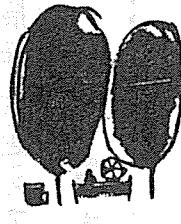
目 次

創立二十周年を迎えて……………会長 岡本正幹……2

(協会創立二十周年を迎えて)
「肥後のあか牛」の史的展望……………事務局長 桑原重良……5

あ か 牛

No.29



1972.7

会報

ニヨージーランドにおける肉牛産業

熊本県畜産会
畜産コンサルタント 吉広重信……39

熊本県畜産試験場阿蘇支場……35

創立二十周年を迎えて

会長 岡本正幹

日本あか牛登録協会は、本年をもって創立二十周年を迎えたので、この機会に、本会の発展に寄与されましたかたがたの表彰を中心とした記念式典を、さきごろ熊本市において開催いたしました。この式典は関係各位の御協力と、来賓多数の御参列を得て、きわめて意義深いものとなりましたが、そのもよように、別稿に概要を紹介しておりますので、御覧いただければ幸いと存じます。

いま二十年の歩みを顧みますと、さまざまな感慨がござりますが、少なくともあか牛の改良という協会の使命については、大きな成果をあげたと確信しております。とくに体型においては、本誌の毎年七月号に掲載いたします事業報告のとおり、一級登録牛の頭数比率がしだいに向上してまいりまして、昭和四十六年度には、ついに二級登録牛の頭数を上回るにいたりました。この反面には、登録牛総頭数の減少という問題がありますので、そう手放しで喜んでおられませんが、少なくとも登録牛の体型が整備され、

齊一化がすんだことは確實といえましょう。これは会員各位の御努力によるもので、深く敬意を表したいと思います。

一方、全国での飼養頭数は、登録協会が発足したころにくらべると、半数以下に減少しました。そのおもな原因としては、二つの異質のものがあると思われます。その一つは、あか牛の役能力を高く評価して、広く飼養されていた東日本一帯で、この目的のための飼養を放棄したことで、この一帯が最大の飼養地帯であつただけに、総頭数減少の主要因となつたわけです。いま一つの原因は、これとはまったく異質のもので、肉用牛としての需給の不均衡によるものといえます。世の識者といわれる人たちの一部には、「肉質の点に問題があるので、肥育農家が飼養したがらないことが頭数の減少につながる」というような、不当の言辞をろうするものがあるときますが、これはまったくの見当ちがいであって、肥育農家のうちには、あか牛肥育の経済効果を認識し、これに力をいれる例が増加しつつあるのが実情です。ところが残念なことに、主産地である熊本県を中心とする九州でも、肥育素牛の供給は、その需要に応じきれなくなっています。もちろん私どもは、肉質の向上と齊一化に関する努力をおろそかにはできませんが、それよりも急を要するのは、子牛の増産対策の推進のように

思われます。

私たちが苦慮してきた別の問題に、日本の枝肉評価の慣行が脂肪交雑（さし）に偏していることで、この慣行に追随して脂肪交雫をねらえば、一面にいわゆる大貫物の壁があるわけで、近年かなり緩和されはきましたが、まだ解消にはいたっておりません。ところがこれらについては、いま明るい展望が生まれようとしています。

その一つは、最近の牛肉需要のめざましい伸びの主要因となつてゐると思われる新しい客じは、必ずしも脂肪交雫にこだわらないことで、焼肉料理の普及はこれに関連する顕著な傾向です。いま一つは、枝肉取引からカット肉取引への移行です。すでに国際貿易はほとんどカット肉に移行していますが、国内では、少なくとも公設市場に関するかぎり、まだ行なわれていませんでした。そこで私が関係している福岡市中央卸売市場の開発運営協議会では、全国に先行して、食肉市場にカット肉の処理工場と取引市場を併設することを決定し、早急に着工する手はずをとることにしています。これが完成すれば、二〇〇kg以上もある半丸を肩でかつぐ必要はなくなり、大貫物の壁はしだいに解消するはずです。もっともこれが全国の大消費地に普及するのにには、多少時間がかかるかも知れません。

次に目を海外に向けてみましょう。最近の傾向として注

目されているのに、肉用牛の大型化という現象があります。御承知のように従来は、外国肉用牛といえば、英國原産のアバデーン・アンガス、ヘレフォード、ショートホーン（短角）などの中型種が花形でしたが、最近はフランス原産のシャロレー、リムーザン、スイス原産のシンメンタールなどの大型種が脚光を浴び、アメリカ合衆国でも、主としてカナダ経由で、さかんに輸入しているとのことです。このような動きは、アメリカ合衆国だけではなく、カナダはもちろん、肉用種の本場である英國でもかなり目立つてきているようです。こうした大型肉用牛は、そのまま増殖することを目的としているわけではなく、交雫用の原種とすることに重点をおいていくと思われますが、いずれにしても肉用牛の大型化、あるいは増体量重要視につらなることは確実とみてよいはずです。もっともヨーロッパ原産の大型肉用牛を種雄にすれば、父方効果として難産の出現率が高まるので、その点では警戒しているようです。

またこののような大型化以前の問題として、外國種のうちで脂肪交雫の点ではもつともすぐれているといわれるアバデーン・アンガスが、強健性と離乳後の増体量の点でヘレフォードに劣るところから、しだいに圧倒されて行きつつあることも注目されましよう。

か牛に自信をもつてよいはずです。

最後に昨年来大きな話題となつてゐる、肉用生牛と牛肉の輸入問題を考えてみましょう。御承知のように肥育素牛としての生牛の輸入は、一応自由化してはいますが、実際には検疫施設の関係で、本年度からということになつています。福岡市から博多湾の対岸にある西戸崎には、すでにこのための施設がほとんどでき上がっていますが、検疫期間二週間、収容頭数四百ということらしいので、うまく回転しても年間総頭数は一万に達しません。このような施設がこれからどのくらいできるかわかりませんが、そう簡単にはできないはずですから、すでに年間百万頭をと殺している日本の牛肉資源に対して、その是否には異見があるにしても、あまり重大な影響はないとみてよさそうです。

一方牛肉の輸入については、昭和四十五年度がたしか二万三千トンであつたし、政府としては、国民の需要増加にこたえるために、もっと増加する必要にせまられ、近い将来十万吨くらいにはしなければならないと考えているようですが、これには国内の生産を圧迫するおそれがあることのほかに、資源そのものにも問題があつて、そう安易には增加できないと考えられています。この資源の問題といふのは、最近の国連統計によると、牛枝肉の総生産量は約四千万トンですが、その年平均増加率は約四%で、世界人

口の増加率よりは高いとしても、需要の増加率にはおよばないと推定されるからです。また貿易量は、カット肉（骨抜き部分肉）を中心に、約百八十万トンとなつていて、年平均の増加率は約六%のようなので、貿易に関する諸条件を考えると、日本だけが急速に大量増加を考えることには、困難があると推定されます。

したがつて、関係者ならびに政府にその氣があれば、牛肉供給を増加するための生産体制を整備する時間的余裕は、かなり期待できると考えてよさそうです。

以上のような諸情勢について判断すると、あか牛の改良・増殖には、いろいろと困難な事情はあるにしても、希望的観測も生まれるはずですから、二十周年を契機として、皆さんとともに、さらに倍旧の努力を重ねる覚悟をいたしました。御協力願えれば幸いと存じます。



(協会創立二十周年を迎えて)

「肥後のあか牛」の史的展望

事務局長 桑 原 重 良

はじめに

あか牛が、その発祥地である熊本県に、いつごろから、どのような形で飼われるようになったのか、その起源とその後の歴史的発展課程を明らかにすることは、極めて意義深いことであって、いつの日にか誰かの手によってなされねばならない課題であるとの意識を、筆者はずっと以前から抱きつづけてきた。

あか牛の起源をめぐって、いろいろの神話伝説があることも耳にしているが、できることならば、古代遺跡や古文書、文献などの資料を中心にして立証的方法により、この課題が解決されるよう希望し期待していたのであるが、いまのところ、基礎的データが、いぜんとして極めてすくなく、その解明はなかなか容易なことはない。

しかしながら、叩かざれば開かれざる扉であることに思いをいたし、不十分ながらも、ここらあたりで、判明して

いることがらをとりまとめて整理し、これを記録として残しておくことは無意味ではあるまいと思い、本稿を草することにした。

日本の家畜史のなかでの肥後のあか牛の発展史ができ上がるための一助ともなれば、この上もない幸いと思うのである。

古代の肥後は馬の世界

さて、馬は古く石器時代より飼養されていたといわれているが、牛は馬よりもや遅れて農耕文化の導入に伴って飼養されるようになったと考えられている。

もともと、野生の牛は、農耕文化以前の石器時代にも日本にその棲息が認められており、「ハナイズミモリウシ」はその代表的なものとされている。

直良信夫先生の報告によると、この牛は、旧石器時代の遺跡といわれる岩手県西磐井郡花泉町の泥炭層から出土したもので、プリスクス野牛に属するものであるといわれている。

わが熊本県では、古代遺跡からの出土品中には、馬に関するものはかなり多いが、牛は非常にすくない。

宇土市の轟貝塚は縄文時代の古い遺跡（縄文前期）であるが、ここからは馬の臼歯3個が出土した。

筆者は、昭和27年の夏ごろだったと思うが、当時三重大学教授をしておられた芝田清吾先生のお伴をして、轟貝塚の現地に行つたことがある。先生は、このとき、いくつか

の土器の破片を採取され、考古学のよもやま話をされ、馬に關係のある鹿児島県の出土貝塚（縄文中期）もぜひ見たいといっておられたことを記憶している。この轟貝塚から出土した土器は、南朝鮮の釜山近くの貝塚の土器とよく似ているといわれており、これらの出土品が貝塚のそばの轟小学校に保存されているということだったので、帰途同小学校に立ち寄つて出土品を見せてもらつたことをおぼえているが、それから早くも20年の歳月が流れた。

八代郡竜北村吉野の西平貝塚も縄文時代の遺跡（縄文後期）であるが、ここからも馬の古骨が出土した。

装飾古墳で有名な山鹿市弁慶ヶ穴古墳には舟に乗つた馬の壁画があるし、同市の長岩横穴古墳にも馬をえがいたのがあり、また人吉市城本町の横穴古墳にも馬の浮彫りがみられる。

人吉の横穴古墳には、前記の芝田先生をご案内したこともあるが、その外壁の浮彫りについて、ずっと以前に京都大学の考古学研究グループがこれを調査し、①左上方の鞍をおいたような形のものは馬らしい、②その下とその右の動物は牛のようだ、③この三獸の左下のは小さな兎のよう

で、④その右のは牛らしい、と発表したが、芝田先生は③は兎のようであるが、そのほかは全部馬であろうとの判断を示された。

球磨郡では、このほかに、多良木町赤坂古墳や錦町木上城ヶ峯古墳から馬のくつわが出ているし、多良木町久米の小田原古墳や須恵村石坂古墳からは馬具が出土しているので、古墳時代の球磨地方には、かなりの数の馬が飼養され、しかも乗用に供されていたことがうかがわれる。

また、玉名郡菊水町江田の船山古墳からは、銀象眼のペガサス（羽根をはやした天馬）を彫りこんだ直刀や馬具の鐙・くつわが出土した。

このように、古代の肥後はどうも馬の世界であったようだ。

ところで、ここで当然問題としてとりあげねばならないのは阿蘇である。あれだけの大自燃にめぐまれたところであるから、さぞかし畜産に關係のある遺跡や出土品が数多くみられるはずでなければならないのに、どういうわけか、かぞえるほどしか見あたらない。

これらの文化財の主管は、県教育局の社会教育課だとうことで、筆者は先般この担当者について、主として阿蘇を中心としたこれらの問題について聞いてみた。

その結果、つぎの例があることがわかつた。

①昭和24年3月2日、阿蘇郡高森町上ノ園で、新制中学の発足にあたり、町民の労力奉仕による地開きの際、大和朝時代から飛鳥朝時代（一、五〇〇年ないし一、六〇〇年以前）のものと推定される窄戸古墳が発掘され、馬のあぶみ、くつわ、馬具の金具などが出てきたこと、②阿蘇郡一ノ宮町古城の平井古墳から、馬のくつわが出土したこと、

③阿蘇郡西原村沖鶴石棺の発掘に際して、その附近から馬のくつわの破片が出たこと。

以上の通りである。

筆者は、このような少數例にとどまっているのはなぜであろうかとの疑問をもつたので、先般、菊池郡泗水町の住吉神社に、熊本県考古学会の元老である坂本経堯先生を訪ねて、そのご意見をうかがったところ、それは、どうやら阿蘇地域において貝塚などの遺跡がすくないことや古墳などの発掘が他の地域ほどに進んでいないことにその原因があるらしいことがわかった。

もし、そうだとすれば、阿蘇については、今後の発掘結果を期待する以外は仕方がないであろう。ところで、わが郷土紙である熊本日日新聞が、昭和33年9月に「熊本の歴史」という本を刊行したが、その第一巻72頁に「肥後の文化が繩文式文化からしだいに弥生式文化へと進展していくなかで、阿蘇地方にはあまり遺跡が見あ

たらないが、弥生式時代の阿蘇の盆地はまだ水が十分に引いていなかつたのだろうか、大昔にここは大きな湖だったし、そのために入間が住むには適さなかつたのかも知れない」という意味のことが書かれている。こういうことも、あるいはその原因の一つであるかもしれない。

奈良時代の牛骨出土

さて、熊本県内のどこかで、貝塚なり古墳などから、牛に関係のあるものが出土した例はないものだろうかといろいろ調べていたところ、昭和31年5月に、綠川流域で、奈良時代の人骨といっしょに一頭分の牛骨が出土していることがわかった。

頭骨はくずれて不完全であつたため、計測できなかつたようであるが、その他の部分は大体そろっていたので、当時鹿児島大学におられた林田重幸教授が中心になつて、この牛骨を計測され、その詳細を昭和36年4月の京都における日本畜産学会の席上で発表されたが、この牛は小型のもので、現存する天然記念物の見島牛に類似するものであると推定された。

筆者は、この牛骨の出土例が、熊本県における最古のものではなかろうかと考えたので、たまたま所用のために熊

本県庁へこられた林田教授にお会いして、その牛骨を見せていただけないかとお願いしたところ、現物は熊本大学医学部の解剖学教室に保管されているから、主任の松野助教授に紹介状を書いてあげようということになり、昭和40年6月だったと思うが、同大学の解剖標本室で、たくさんの人骨標本の中にまじって保管されているこの牛骨を見ることができた。

頭骨はたしかにばらばらになつていて、よくわからなかつたが、筆者のみた肢骨だと思われる長骨の部分は、林田教授の学会発表の通りかなり小さいものであり、現在のあく牛に比較すれば生後7ないし8カ月程度の子牛の大きさではないだろうかという印象を受けた。

その後しばらく経てから、この牛骨の計測値を松野助教授にご教示いただきたいと思って熊本大学医学部へおうかがいしたところ、その年の九月ごろ死去されたことを聞き、まだ40才台のお若い先生の死に痛惜の念を切々と感じた次第である。

この牛骨が出土したことと、人骨といつしょに出たことからして、すくなくとも奈良時代には、熊本県に牛が家畜として飼養されていたことが立証されたといってよいであろうと思う。

奈良時代よりも、もと以前からわが熊本県に牛が飼養

されていたのかもしれないけれども、それは、このような方法により事実を立証するやり方で、今後の資料が出てくることを待つ以外には方法がないようである。

古文書から

さて、こんどは方向をかえて、古文書の面からの模索をこころみることにしてみよう。

大化の革新は、いまから約一、三〇〇年以上も前の紀元六四五年に行なわれた日本歴史上まれに見る大改革であったが、それから約六〇年を経た大宝元年（紀元七〇一年）ときの文武天皇の時代に大宝律令が制定された。

この律令ができたことによって、日本の国は、はじめて法律にもとづいて政治がおこなわれるようになったのであるが、そのとき天皇は藤原釜足の次男である藤原不比等に命じて厩牧令制度をつくらせられたとの記録がある。これが畜産振興、牧野整備などの制度上のはじまりであろうと思われる。

ところで、このような制度ができたとしても、中央からはじまって地方まで渗透するためには、当時のいろいろな事情からして、相当長い年月を要したにちがいない。

しかしながら、この厩牧令にもとづいて、全国各地で、生産基盤の整備が着々と進められたであろうことは想像で

きる。

そのころの「延喜式」という古文書の中に、肥後の国に二重馬牧と波良馬牧の二つがあつたことが記述されているので、この古文書がつくられた時代には、阿蘇で馬産と放牧とが既に行なわれていたことを示すものと考えてよいであろう。

それならば、この「延喜式」なる古文書はいつごろできしたものであろうか。

延喜元年は紀元九〇一年となっており、その年には、菅原道真が九州大宰府に流されたとしてあるが、その延喜年間の醍醐天皇（紀元九〇五年）のときに、「藤原時平をして『延喜式』を撰せしむ」とされているので、時代からいえば平安時代の中頃ということになる。

「延喜式」には、神名帳というのも記述されており、それに肥後一ノ宮としての阿蘇神社をはじめ全国の三千三百十の神社の名をあげ、国家が神祇官をおいて全国の神社を管理したことなどもさして記述がある。

さらに、このほか、肥後に駅家と伝馬の制度が存在していたと思われる記述があるのも興味深い。

しかも駅家の設置されている地名として、大水、江田、高原、蚕坂本、三重、高原、蚕養、球磨、長崎、豊向、高屋、片野、朽網、佐職、水俣、仁王などがあげられており、その

なかで伝馬が配置されているのは、大水、江田、高原、蚕養、球磨、豊向、片野、朽網、佐職、水俣とするされている。

このころの九州における政治の中心は大宰府であったから、大宰府を中心にして九州の国々の国府との間を結ぶ道路が作られて、おののおのの道路には三十里（当時の三十里はいまの四里ないし五里にあたる）ごとに駅が設けられ、馬を置いたときれり、その駅が駅家と呼ばれ、馬は伝馬といわれたようである。

ところで、ここにかかげられている地名は、いまのところあたりであるのだろうか。

「熊本の歴史」の記述のなかで、山口修氏はつぎのよう

に説明されているので、紹介することにしよう。

「大水（おおむつ）は玉名郡南関町南関、江田（えた）は同郡菊水町江田、坂本（さかもと）は同郡玉東町稻佐、三重（みえ）は鹿本郡鹿央町姫井、高原（たかはら）は同郡植木町舞尾、蚕養（こかい）は熊本市坪井町子飼、豊向（とよむく）は下益城郡松橋町豊福、高屋（たかや）は八代郡竜北村、片野（かたの）と朽網（くちあみ）は八代市（の上片および二見町、佐職（さしき）は芦北郡芦北町佐敷、水俣（みなまた）は水俣市、仁王（におう）は水俣市仁王木だと考えられるが、球磨（くま）はどうも人吉方面

ではなしに、下益城郡城南町隈庄（くまのしよう）あたりのように思われる。また長崎（ながさき）は宇土郡不知火町の長崎だとする人もあるが、この説には異論もあってつまびらかでない」。

以上の記述のように、肥後の地名として、長崎のごときは、たしかに不可解ではあるが、それはそれとして、この当時の肥後で、交通機関としての馬の役割りがかなり重視されていたことがうかがわれる。

このように、古文書の上でも、馬に関係のあるものが圧倒的に多い。

つぎに、そのあとにつづく鎌倉時代について調べてみよう。

この時代の末ごろには、八代妙見牛馬市がはじめられており、牛馬の取引が開始された。

「和牛の流通と取引機構」を調べておられる斎藤英策氏によれば、牛馬市は、平安時代の末期に京都において平安京の市として、貴族層の車牛やその他の運搬牛、農耕牛などの取引のために開設されたのが最初のようであり、神社の祭りの日に門前市として開かれたようである。

それが次第に全国各地にひろがつていったものとみて、鎌倉時代の末期には、京都、奈良をはじめ、摂津天王寺牛市、出雲太田牛馬市、出雲横田市、熊本八代妙見市、安

芸吉田市、但馬養父市などが牛馬の売買を行なう集散地市場として発達したとしている。

そういうえば、八代妙見市は、十一月十五日よりはじまる妙見神社の祭りを中心に、たしかに門前市という形で古い歴史をもって毎年盛大に開設されていたことは事実であるが、近年に至りしだいに衰微の一途を辿って、一昨年ごろから廃止同然の姿になってしまった。

それはともかくとして、集散地市場が成立するためには、交通の要衝であることや周辺の地域に生産地帯をもつてることなどの社会的経済的諸条件が具備されていることも必要になってくるので、この時代には、八代をとりまく下益城、宇土、芦北、球磨や鹿児島県の出水地方までかなり広い範囲にわたって牛馬の生産がなされていたのかもしない。

さて、鎌倉時代につづくのは安土桃山時代である。

この時代には、豊臣秀吉の朝鮮出兵が二度にわたって行なわれており、そのころの肥後の殿様は加藤清正であったことは周知のとおりである。

加藤清正は単に武人であつただけでなしに、慶長六年（一六〇一）長六橋の架設をはじめとする治山治水事業や、陶工その他の各種職人を重視して産業の振興をはかるなど後世に至るまで名君のほまれが高かつたことを考え合

わせると、あるいはそのころに、この肥後の土地へ、朝鮮からなんらかの形で牛がもちこまれたのではないかという素朴な疑問も考えられるので、この問題をすこし調べてみることにした。

ところで、歴史の資料によると、第一次朝鮮出兵は、文錄元年（一五九二年）正月五日に秀吉の命令によつて火ぶたが切られたことになっている。動員された軍隊の数は三十万五千にのぼり、加藤清正一万人、小西行長七千人がそれぞれ先鋒となつて、その年三月に肥前（佐賀県）の名護屋を出港した。

朝鮮半島に上陸してからは連戦連勝で、正に破竹の勢いをもつて五月三日には首都京城に入城し、清正の軍はその後は東海岸に方向を転じて会寧附近まで進撃した記録が残されているが、そのあいだに和議の交渉がすすみ、文錄二年（一五九三年）五月に講和が成立して、日本に撤兵したことになっている。

そこで、勝ちいくさであった第一次朝鮮出兵のときの関係資料を主体に、清正の手によって朝鮮牛が肥後にもちこまれたかどうかを調べてみたが、残念ながらその事實を証するに足るような記録はどこにも見当らなかつた。

あるいは、筆者の資料収集の仕方が、まだ十分でないのかもしれない。

しかし、古い昔のことがらを、何百年も過ぎ去つたのちの現代の時点において、いろいろと模索的に調査をこころみることは、なみたいていの苦労ではないことを身にしみて感じたことも事実である。

第二次朝鮮出兵は、それから四年後の慶長二年（一五九七年）一月にはじまつた。

このときも、加藤清正は第一次出兵のときと同様に先鋒として緒戦をかざつてゐるが、中盤以降は形勢が逆転して、至るところで苦戦をつけ、後退につづく後退をつづけて、ついに蔚山で敵の重圧に陥り、かの有名な蔚山籠城と

いうことになるのであるが、翌年の慶長三年（一五九八年）八月十三日に豊臣秀吉が死去したことによつて、いくさは事實上の終戦を迎えることになり、遠征軍の帰還といふ事態でピリオッドを打つたことになつてゐる。

この歴史的事実を中心に考察してみると、第二次朝鮮出兵は明らかに負けいくさであるので、おそらくのちからがら引き上げてくるのが精一ぱいであつたろうから、朝鮮牛を戦利品としてもちこむなどということは到底考えられないことになる。

草、球磨の二郡を除く) よび豊後三郡を合わせて五十四万石を領する新しい藩主として、豊前小倉から寛永九年十二月九日熊本に入城した。

時代は徳川時代へとうつり変って、そのあと明治維新に至るまで二百三十七年の長い間、細川藩政がつづくことになる。

ところで、ここで注目に値することは、細川藩がその領有地として、肥後のほかに豊後の三郡を飛び地として所有したことであり、この時代に、はじめて肥後(熊本県)と豊後(大分県)との間に、牛馬の他国間交流が行なわれるようになつたことである。

「大分県農林誌」によれば、豊後の杵築若宮市は、承安三年(一一七三)に開設されたといわれており、古くから九州における牛馬の集散地市場として栄えてきた。しかも、この市場へは、長崎経由で、朝鮮牛や中国牛、印度牛までも輸入されたといわれている。

また、肥後と豊後は相互に隣接している土地柄もあって、肥後牛の形成には肥後牛の導入交配などもすくなからざる影響があつたとするされているので、両県の間での牛の交流があつたことをうかがい知ることができる。

この事実が判明したことによって、筆者にとつては、この二十年來の疑問がどうやら解明できそうになつた問題が

あるので、そのことについてすこしふれてみることにした。い。

それは、肥後のあか牛の成立過程の中で、徳川時代に印度のゼビウ牛が混血したとする説の真偽に關することである。

このことについては、「一説によれば徳川期に少数であろうがインドのゼビウ牛が長崎を経て輸入され、その血液もかなり混入されたとするものもあるが、これを証する確たる資料もなく、その影響についてもまったく不明である」という表現のもとに、古い二、三の和牛関係図書や、最近では農林省編さんの畜産発達史の中にもそのように記述されている。

表現方法からみれば、慎重な姿勢は十分うかがわれるにしても、筆者をはじめ、おそらくは熊本県の関係者のほとんど全部の人たちが、かつて古老の口からも耳にしたこともなく、これを立証するに足るような記録も残されていないゼビウ混血の問題について、誰がどのような根拠に基づいてこのような推定をしたのか、大いに疑問視していた次第であるが、「火のないところに煙は立たない」はずであり、提起された問題はなんとか解明したいと思いながら、あれこれ思索し調査をつづけて現在に至つた。

印度のゼビウ牛は、周知のように肩峰があることが特色

であり、その肩峰は遺伝学的には優性とされており、発達の程度に大小の差はあるにしても、混血した場合には肩峰が新しい附与形質として F_1 以下に出現することが考えられるはずであり、もしそうだとすれば、そのころの農民にとっては、正に異様な牛の生産があつたとして、後世への語り草なり、なんらかの形で記録として残されてしかるべきだと思われる所以である。

しかし、そのようなものは全然見あたらない。

また、徳川時代に肥後藩が長崎を舞台に外国との貿易を行なつてインド牛を輸入したという記録も存在しない。

ただわずかに、下益城郡小川町に柏原太郎左衛門という人物がいて、寛永年間に、長崎を根拠にして「天野屋」の屋号を用い、主としてタイワンとの貿易をこころみたという記録があるだけであつて、どの程度の規模で、どのような物資をとり扱つたかについては、いっさい不明である。

このようなことから、おそらくは前記の豊後杵築若宮市 のゼビウ牛のことが情報源となつて、当時の肥後と豊後の畜交流のルートにのり、それがさらに後世にいたるに従つて、まことしやかに「あか牛」との混血として言いつたえられるようになったのではないかと思う。

さて、そのほかに、徳川時代には、全国の諸藩が財政の窮乏を打開し藩財政の確立をはかるために、年貢の増強を

めざして、領内富強の名のもとにいろいろの制度を整備し、産業の振興をはかつたことが各地の数多くの古文書に記述されているが、畜産に關しては、やはり牛よりも馬に重点がおかれていたことが指摘できる。

その中で、肥後藩に關係のあるものとしては、寛永年間（一六二四年～一六二九年）に、牛馬購入資金の制度が存在していたと思われる記録があり、牛の獎励についてその片鱗がみられるのは興味深い。

また天保元年（一八三〇年）ごろには、いまの菊池市隈府は、農産物の集散地として繁昌していたようで、阿蘇の小国や豊後の日田方面からの農林産物が集まり、これを運搬するための駄馬や、隈府上町にはその馬寄広場が設けられていたとの記録も残つてゐる。

明治初期の産牛事情

明治年代に入ると、「農務類末」や「農商務統計表」をはじめ、いろいろの印刷物や図書が存在しているので、當時のものよを知ることが比較的に容易であるが、肥後のあか牛関係では昭和四年に発行されている「阿蘇郡畜産組合三十年小史」が明治から昭和初期に至る熊本県の畜産振籠期における足跡を余すところなく記述しており、貴重な資料として高く評価すべきであると思う。

しかしながら、同史が刊行されてから既に四十年以上も経過しているため、その残存部数も数冊のみとなり、これを所有しているものも筆者ら数人などまるの状態となつて、若い世代の畜産関係者にとっては、その内容を窺知することができないと思うので、今回その編集発行者である当時の阿蘇郡畜産組合長小屋迫一氏のご了解を受けて、その内容を本稿を通じて紹介しながら、同史を中心にして筆者の調べたことがらも加味して、筆を進めることにしたいと思う。

ところで、その前に、熊本県における明治初期の牛馬飼養の実態を把握しておく必要がある。

前記の「阿蘇郡畜産組合三十年小史」には、明治四十二年以降の飼養頭数が記録されているので、それ以前の明治初期の状態は不明である。

そこで、「農務顛末」や「農商務統計表」に基づいて、齊藤英策氏がまとめられた統計があるので、その中から、熊本県を含めた九州全体の状態を拾い上げて、次表でみることにしよう。

| 国名 | 明治5年 | | | 明治17年 | | | 明治5年 | |
|----|--------|------|--------|-------|--------|--------|--------|----------|
| | お | す | め | す | め | す | 生産頭数 | めずにに対する% |
| 筑前 | 12,905 | 44.8 | 15,924 | 55.2 | 28,829 | 14,682 | 49.3 | 50.7 |
| 筑後 | 85 | 41.0 | 122 | 59.0 | 207 | 129 | 46.4 | 53.6 |
| 豊前 | 12,146 | 65.8 | 6,306 | 34.2 | 18,452 | 12,756 | 69.2 | 30.8 |
| 豊後 | 24,727 | 34.1 | 47,841 | 65.9 | 72,568 | 26,526 | 38.8 | 61.2 |
| 肥前 | 12,027 | 34.3 | 22,990 | 65.7 | 35,017 | 25,260 | 42.5 | 57.5 |
| 肥後 | 16,891 | 41.9 | 23,374 | 58.1 | 40,265 | 21,548 | 46.2 | 53.8 |
| 日向 | 5,768 | 40.9 | 8,320 | 59.1 | 14,088 | 14,050 | 47.0 | 53.0 |
| 薩摩 | 10,546 | 40.1 | 15,764 | 59.9 | 26,310 | 8,213 | 36.0 | 64.0 |
| 壱岐 | | | | | | 728 | 10.5 | 89.5 |
| 対馬 | | | | | | 1,436 | 42.8 | 57.2 |
| 大隅 | | | | | | 16,658 | 45.0 | 55.0 |
| | | | | | | | 36,794 | |

この表から、明治五年に熊本県には四万頭余の牛が飼養されていたことになり、大分県に次いで九州第二位の資源を誇っていたことになる。しかし、生産頭数はわずかに四千頭にも満たない少数であって、当時の牛がもっぱら使役牛として、農耕用や運搬用に利用されていたことがうかがわれる。ただ、めずの頭数に対する生産率からみると熊本県は一六・七%と九州第一の位置にあつたことは注目してよいであろう。

明治十七年になると、豊後（大分県）のみは減少しているが、その他の地域はすこしづつふえて、熊本県では四万六千頭余となっていることがわかる。

さて、その明治四、五年ごろ、阿蘇に奇特な人物があらわれた。

「阿蘇郡畜産組合三十年小史」によると、この人は、阿蘇郡坂梨村の蟻田齊喜といい、ときの熊本県大属である林孫蔵のすすめで、在来牛中の優良なものから搾乳を企て、しかも生乳としての供給ではなく、牛酪となして熊本市へ向け販売を策したとされている。

明治維新を契機として、日本全国にとうとう西洋文明の波が押し寄せていた時代であるから、このような考えが出てくることも理解できないこともないが、それしてもこの発想が独自のものであったとするなら、林大属とい

蟻田という人物といい正に当時としては奇麗な人といわねばならないであろうと思う。

しかし、筆者は、どうもこれは両氏の発想ではなくして、ほかに中心的な人物なり、アドバイザーがいたにちがいないとの設問をこころみ、資料をあさつてみるとした。

その結果、「農事調査書」（明治五）のなかに、「熊本藩立医学校教師オランダ人マンスヘットの勧告により和牛の搾乳が行なわれるようになつた」という記事があるのがみつかった。

熊本医学校は、はじめは西洋医学所の名で発足し、明治四年四月に開講され、のちに古城医学校に名称が変つて、明治七年には廃校の運命を辿っているが、西洋医学の教育がその目的であったことから、外人教師をやとい入れることになり、当時長崎に来ていたオランダ海軍の軍医マンスフェルトに目をつけ、オランダ医学の教授として招へいしたと「熊本の歴史」に記されている。

その最初の学生が、北里紫三郎、浜田玄達、緒方正規らであった。

このようなことから、マンスフェルトの助言に基づいて、当時の県庁役人であった林孫蔵が蟻田齊喜を指導したとみるのが妥当ではなかろうかと思つ。

ところで、そのころ球磨郡大村牛馬市が開設されていたことが「農務顛末」（一八七二）に明記してあることにも注目したい。

出場頭数としては、牛二〇〇頭、馬二十五〇頭としてあります。いずれも自國産、販路は自國および薩摩とするされている。

この牛馬市が年に一回開催されていたのか、あるいは数回開かれていたのかについてはつまびらかではないが、前記の八代妙見市との関係から考えてみても、このころの球磨地方は既に熊本県における牛馬の主産地として定着していたものと思われる。

さて、ここで当時の和牛関係全国情勢を瞥見してみるとことにしてよう。

農林省編さんの「畜産発達史」によると、明治初年は、内務省久保利通による勧農政策がはなばなしく展開された時代であり、外国からの牛の輸入が盛んに行なわれた。

品種としてはショートホーン種とデボン種が大半を占めていたといわれる。その理由については、いずれも乳肉兼用種であったことと、ショートホーン種は當時畜牛の王と称されて原産地イギリスの都市近郊の牛乳屋が好んで飼養し、早熟早肥で骨が細く、肉牛としての経済性も高かつたことなどがあげられており、デボン種は大きさが中等で、

原産地の地勢、気候などがわが国に似ており、乳肉用のはかに役用としてもかなり利用される点などが評価されたといわれている。

また、明治四年（一八七一）と明治六年（一八七三）の二回にわたって、政府の通達により、老廃牛を除き雌牛のと殺を禁止する措置がとられた。

そのほか、明治六年から八年にかけて（一八七三～一八七五）、全国二四府県にわたって牛疫が発生し、五万頭余の牛が斃死するという事態も起つてゐる。

在来牛の体型

このころの肥後ににおける在来牛の状態は、一体どのようなものであつただろうか。

徳川時代から明治初期迄までの三百年以上にわたる長い間は、農家のなすがままにまかせて、牛の改良増殖などは全然かえりみられなかつたであろうから、当時の在来牛はさぞかし難駁きわまるものであつたことは想像に難くない。

毛色なども、褐色あり、黒毛あり、灰毛あり、虎毛あり、褐色のなかにも淡褐色に至るまで種々雑多であつたようである。

その在来牛の体型について、「阿蘇郡畜産組合三十年小

史」には、つぎのように記載されている。

すなわち、「美点としては、体质が強健で性質が温順であり、よく粗食に耐え、動作が敏活で使役に適すとし、その反面、体格は矮小で、成熟した雌においても三尺七寸内外、雄では四尺八分前後にしか過ぎず、晚熟で、とくに後躯の発育が悪く、臀部がとがり、せん骨の傾斜が急で、背線不正、飛節はX状である」とするされている。

このころのことであるから、いまのような牛体各部の測定などは全然考えられもしなかつたであろうし、体型を数量的に把握するなどということは至難のわざであつたにちがいないが、北海道大学農学部の井口賢三教授が、時期は

| | |
|-------|----------|
| 111.3 | 体高 |
| 114.8 | 部十 高字 |
| 61.5 | 胸深 |
| 36.0 | 胸幅 |
| 40.7 | 腰角幅 |
| 36.1 | 寛幅 |
| 17.3 | 坐骨幅 |
| 131.4 | 体長 |
| 43.0 | 尻長 |
| 154.9 | 胸围 |
| 14.5 | 管門 |

肥後在来牛（成雌）の測定成績

この測定値でもわかるように、当時の在来牛が、成熟したものでも体高が一一、三センチ、胸圍が一五四、九センチ、坐骨幅にあつては一七、三センチしかなく、いかに小格のものであったかということが理解できる。

なお、外国種の血液が混入していない純粹の和牛という意味で天然記念物に指定され、山口県阿武郡に属する日本海の孤島に保存されている見島牛について、当時九州大学におられた金谷復五郎氏がこれを測定され、日本畜産学会報（一九三〇）に発表しておられるので、前記の測定値と対比してみるのもおもしろいと考えて、つぎにかかげることにした。

| 変異係数 | 標準偏差 | 平均 値 | 体高 |
|-----------|-----------|-------------|----------|
| 2.42±0.08 | 2.81±0.10 | 116.36±0.13 | 部十 高字 |
| 2.63±0.09 | 3.03±0.10 | 115.25±0.14 | 胸深 |
| 2.64±0.09 | 1.65±0.06 | 62.45±0.08 | 胸幅 |
| 6.22±0.21 | 2.21±0.07 | 35.51±0.11 | 腰角幅 |
| 3.71±0.13 | 1.60±0.05 | 43.15±0.08 | 寛幅 |
| 3.67±0.12 | 1.40±0.05 | 38.16±0.07 | 坐骨幅 |
| 3.90±0.30 | 1.10±0.04 | 12.36±0.05 | 体長 |
| 3.13±0.11 | 4.29±0.15 | 137.15±0.21 | 尻長 |
| 3.58±0.12 | 1.50±0.05 | 42.18±0.07 | 胸围 |
| 3.24±0.11 | 5.07±0.17 | 156.54±0.24 | 管門 |
| 3.07±0.10 | 0.45±0.02 | 14.65±0.02 | |

外國種の交雑

在来牛がこのように小格で輿熟であつたことや、体各部にも改善を要する部分がすくなくなかつたことからして、早熟性の附与や体積の増大を目的とした外國種の交雑が熊本県でも企図されたことは当然であると思われる。

その第一陣としては、民間の手によりまずデボン種がえらばれた。

「阿蘇郡畜産組合三十年小史」によると、明治十四、五年のころ、阿蘇郡色見村の山室朝行という人が、デボン種の種雄牛を購入し、阿蘇南部の各町村において種付け普及をはかったと記録されている。

なお、ひきつづいて、明治二十年ごろには、阿蘇郡南小国村にも、デボン種が導入された。

しかし、せっかくのこのくわだても結果的には失敗に終つた。

その理由については、「体格があまりにも偉大過ぎて、使役に耐えなかつたため、農家が忌避した」と簡単にされるているので、それ以上のくわしい経緯についてはわからぬ。

また、明治二十年ごろには、朝鮮牛も移入された。朝鮮牛は、内地の牛よりも価格が安く、骨格頑強で使役

に適するということで、牛馬商の手で大分県方面から阿蘇へ導入されたが、泌乳量がすくないために繁殖用としては歓迎されず、種雄牛の移入が絶無に近かつたこともある。

そのほか、交雫のための供用種雄牛として、少數ではあるが、ホルスタイン、エヤーシャーなどの乳用種も用いられたが、改良よりもむしろ改悪の結果を招いた。

このように、在来牛の改良をめぐって、当時、かなり混乱した情勢がくりかえされていたことがうかがわれる。地方のこのような情勢が中央にひびかぬはずはなかつた。

前田正名を中心明治二十二年（一八八八）に行なわれたわが国最初の大規模な農事調査の結果によつても、「畜牛改良方針の不安定」が指摘された。

そこで、農商務省は、明治三十三年（一九〇〇）一月に種牛改良調査会を設置して、わが国の畜牛改良に関する基本的問題を諮問し、畜牛改良の大方針を確立することになったのである。

「畜産発達史」によれば、このときの種牛改良調査会委員の顔ぶれは、委員長が農商務省農務局長の和田彦次郎で、委員としては農商務技師の酒匂常明、西川勝蔵、新山莊輔、広沢弁一、東京帝國大学農科大学教授勝島仙之介、

本田幸介、ヤンソン（ドイツ人技師）、北海道庁技師村上要信の諸氏であった。

委員会は諮問に対し、つぎのように答申した。

① 畜牛改良の方針は、役用、肉用、乳用の三用途を兼ねたるもの、および純良なる乳牛の繁殖を図るにあ

り。

② 日本在来の畜牛はますます精選繁殖すること。

③ 日本在来の雌牛を精選し、これに外国種の雄牛を配し雑種を産出すること。

④ 外国より輸入すべき種牛は、まずシンメンタールおよびエヤーシャーの二種とし、その他の種類は必要に応じて輸入すること。

なお、品種については、その後まもなくブラウンスイスが追加された。

ここで、シンメンタール種がえらばれたことについて

は、「兼用種としても乳牛としてもまた和牛の改良にも好適だと考えられたこと、ヤンソン委員がドイツにおけるシンメンタール輸入の好成績を例証したこと」などがその主な理由としてあげられている。

シンメンタール種は、肥後のあか牛の改良の上で、後日重要な役割りを演ずることになるので、この当時の経緯に

ついては、十分知つておく必要があろうと思う。

さて、この年の三月に政府は「種牛牧場官制」を公布し、それによつて五月に広島県比婆郡山内東村（当時の農商務省農務局長の和田彦次郎氏の郷里）に七塚原種牛牧場を開設した。

七塚原種牛牧場は、牛の改良、繁殖、育成、配付、伝習に関する業務を行なうとともに、洋種牛の増殖ならびに供給の基地として、創立年度に早くもイギリスよりエヤーシャー種雌九頭、雄三頭、スイスよりシンメンタール種雌七頭、雄三頭計二十二頭を輸入したほか、和牛雌十六頭を購入して業務を開始している。

なお、同場では、明治三十五年（一九〇二）九月に「種牛払下規程」を制定して、種牛の払い下げをはじめた。

このような経過をたどつて、明治三十九年ごろに、この牧場から熊本県へシンメンタール種の種雄牛一頭がはじめて導入されることとなるのである。

種雄牛の名は「スイス」号、繫養されたところは熊本県立阿蘇農学校であつた。

阿蘇農学校は、明治三十二年八月に甲種農学校として発足し、その畜産科は明治三十六年四月に第一回生二十名の入学でスタートしているので、このころは学校創設のいわば搖籃時代であり、先生も生徒もパイオニア精神で胸をふ

くらませながら新らしい農業技術の研修に邁進していたころであったと思われる。スイス号繫養の動機も、そのような当時の教育環境を背景とし、それに加えて、同校が國の畜牛改良方針を、学校教育の場を通じて実践することにより、産学一体の範を示そうと企図したものと理解してよいであろうと思う。

さて、スイス号は、同校で飼養管理されながら、附近の農家を対象に種付けがはじめられたのであるが、当初はなかなか思うように計画が進展しなかつたようである。

7 当時のもよようにして、井農夫男氏は「なにぶんにも當時一般農民のなかには迷信家が多く、洋牛の子を生産すれば家内に災が起る」という流言のため、種付けを希望する

ものは極めてすくなく、ほんの数人ぐらいにすぎなかつた。しかし生産された子牛は父親そつくりの実にりつぱな体格のものが多く、明らかに在来の母親よりもすぐれており、価格も在来のものを上廻る高値で取引きされた。

毛色は赤斑のものが多かつたが、まれに単色のものも生産された」という意味のメモを筆者のところに寄せられている。

このようなことから、スイス号をただ単に学校に繫養して農家からの種付希望者を待つてはいるが、ただしこれでは効果があがらないとの考え方でたものとみて、まもなく

く波野村、産山村、色見村へ巡回種付けが行なわれた。

その種付け頭数がどのくらいであったのか、どのくらいの子牛が生産されたかについては記録が残されていないので不明であるが、スイス号の子として、種雄牛「金割」号が明治四十二年二月に阿蘇郡波野村の上村虎久氏によって生産され、この「金割」号からは「大砲」、「大正」、「昌露（下益城）」が生まれ、「大砲」号からは「山砲」、「白山」、「根子岳（球磨）」、「徳益（八代）」、「玉」などの種雄牛が輩出した。

そのなかでも、「大砲」号はとくにすぐれた種雄牛であったとみえて、まもなく農商務省大分種牛所に買い上げられた。

それにもしても、もし前記の上村虎久氏の手によつて「金割」号が生産されなかつたとしたならば、「大砲」号以下の種雄牛は、この世に出る機会がなかつたことになるわけである。その意味からすれば、「金割」号生産にかかる當時のもよにもふれておく必要がある。

井農夫男氏のメモからでもわかるように、洋牛の交配を白眼視する当時の世相のなかで、上村氏がこれを乗り越えてあえて行動するためには、それなりの理由なり背景がなければならないと考えられるので、いろいろ調べてみるとところ、当時の阿蘇農学校の諸先生たちによる力強い指導

がその源泉であることがわかつた。

おそらく、これらの先生たちは、学校の余暇をさいて、宮地の塩塚部落から波野村への遠いみちのりを、坂梨の坂

越えに幾度となく足を運ばれて、上村氏やその周辺の人々をひざ詰めで根気よく説得されたにちがいない。

その主役を演じられた先生として、「阿蘇郡畜産組合三十年小史」の一七二頁に「瀧本教諭」の名前があげられて

いる。

阿蘇農学校といえば、すぐに、「百瀬草」で有名な百瀬葉千助先生や宮地作次先生の名前が畜産とのつながりの上で出てくるのであるが、前記の瀧本先生の名前は筆者です

らかつて耳にしたことがないので、同先生のご経歴なりそ
の業績の一端を調査確認して、できることなら、記録し
て残しておきたいと考え、先般、現在の阿蘇農業高校をた
ずねて、甲斐、坂梨の両先生をわざらわし、明治以来の職
員録や履歴書などを調べてみたが、どうしたわけか「瀧
本」という名前を探し出すことはできなかつた。

似かよつた名前としては、「瀧沢一郎」という先生が明治三十六年五月十五日から明治三十七年三月八日まで在職しておられるが、「スイス」号が繫養されていたのは明治三十九年ごろであるので、年代的に符合しない。

「阿蘇郡畜産組合三十年小史」を編集された当時の事務

担当者である井上一恵氏がご存命であれば、その正誤をただすことができたかもしれないが、故人となられたいまはそのすべもない。

しかし、いずれにしても、このように、当時の阿蘇農学校は、学校をあげて地域畜産の振興に貢献し、とりわけ肥後の「あか牛」改良の先駆者として、産学一体の実をあげ、明治末期における熊本県畜産発展の原動力となつた。

ところで、農商務省は、種牛の供給をさらに充実させるため、明治四十三年（一九一〇年）六月に「種畜牧場および種牛所管制」を公布し、大分県速見郡朝日村に七塚原種畜牧場大分種牛所を開設した。

大分種牛所は、六年後の大正五年（一九一六年）には畜産試験場九州支場となり、その八年後の大正十三年（一九二四年）には廃場されたが、この間、場内にはエアーシャー、ブラウンスイス、シンメンタールの種雄牛を繫養して民間の雌牛に対する余勢種付けも実施した。

この大分種牛所の開設が、在来の「あか牛」に洋種を交雜するという方向を決定づけたといつてもよいであろうと思ふ。

地元の阿蘇郡産牛馬組合関係者は、さつそくこれに対応して、明治四十三年十二月に、開設後まもない大分種牛所に向つて、ブラウンスイス種五頭（北小国、久木野、草

部、柏の諸町村）とシンメンタール種七頭（南小国、波野、宮地、山西、高森、野尻、馬見原の諸町村）の貸し下げを申請している。

これに対し、大分種牛所は、明治四十四年二月にその養種雄牛のなかからとりあえず二頭を選定して派遣種付けを実施することにし、シンメンタール種「フェリック」号を宮地町の村山三郎平方に、また「ルデー」号を高森町の三井仙次郎方に派遣して、一期約一〇〇日間の種付けに当たらしめた。

「ルデー」号の骨格が、現在、阿蘇農業高校に保存されていることから、前記「スイス」号のあとに当時の阿蘇農

学校が、この「ルデー」号をストレートに借り受けて供用したものと理解しているものもあるが、実際はそうではないに、このような一〇〇日間を区切ってまず南阿蘇地域の在来牛を対象にした派遣種付けでそのスタートを切ったわけである。

従つて、当然のことながら、阿蘇農学校への貸付け、供用は、そのあとであると理解するのが至当であろう。

「ルデー」号は、明治四十二年九月生まれとされているので、前記の派遣時における月齢は生後十七カ月ということがある。

ところで、シンメンタール種雄牛二頭による出張種付け

が、種付け料金三円、うち五十銭を組合が補助するということで進められたが、一期（一〇〇日間）の種付け頭数はわずか三十八頭に過ぎなかつたと記録されている。

そのあと、ひきつづいて、明治四十五年二月（一九一二年）にもさらに大分種牛所からシンメンタール種二頭とブルウンスイス種一頭の種雄牛による出張種付けが野尻村、色見村、古城村、産山村、北小国村、南小国村の各村に対して行なわれたが、このときも成績が思うようにあがらず、南小国村へ派遣した分については期半ばにして中途引き上げがなされるような状態であった。

これは、当時のこの地方における種付料が、種雄馬の場合でも二十銭、三十銭、五十銭、一円というぐあいであつたので、にわかに二円の種付け料徴収に農家がレジスタンスを示したことや、牛馬商の巷説 斑毛への忌避などがその主な原因であったといわれている。

しかし、このような困難とたたかいながらも、ルデー号は、そのあとひきつづき大正九年六月までの約一〇年間の長い間、阿蘇地方の在来牛に交配を重ね、こんにちの肥後あか牛の成立の上で正に中心的役割りを果たした。

すなわち、大正四年一月には阿蘇郡波野村の甲斐喜代熊氏によって、種雄牛「又」号が「ルデー」号の子として生産され、「又」号からは大正九年六月に「第一初丸」が生

まれ、それからさらに「第二初丸」が生まれた。

そのなかで、「第二初丸」はその遺伝力が抜群であったとみて、その子には「蘇光」（波野村 家入熊平）や「蘇丸」（白水村 岩本 勇）などの名種雄牛をはじめ、十数頭の種雄牛が輩出した。

こんにち、熊本県をはじめ全国各地で供用されている褐毛和種の種雄牛のなかで、高知県関係を除けば、そのほとんど全部が、この「蘇光」と「蘇丸」のいずれかの系統に帰属し、さらにそれをさかのばれば祖畜は「ルデー」号に帰一するのであって、南阿蘇の「重富」号をはじめ、鹿本の「朝栄」号、阿蘇中部の「重玉」号、球磨の「光浦」号など、いずれもみなその系統に所属している。

この「ルデー」号の当時のもようについて、阿蘇農学校第一回の卒業生である岩下初氏はつぎのように追想しておられる。

「①自分は「スイス」号については知らないが、「ルデー」号はよくおぼえている。②その牛は非常に大きな牛で、象のような牛が農学校にきたといって当時の人々が多く見物にやってきた。③「ルデー」号と「第一ルデー」号は同一の牛だと思う。④山田校長の在任時代に百瀬葉千助先生が計画されたものである。⑤はじめは赤白斑牛が生まれるといつてきらわれたが、子牛が大きいというところか

ら波野村あたりから種付けにきていた。⑥阿蘇谷は湿田が多いので、当時は雄牛を農耕用に利用していて、雌牛を飼う農家はすくなかった。⑦雌牛は波野村に多く飼養されていた。⑧当時は牛小作の制度が盛んであった。⑨瀧本先生という名前は記憶がない。（このメモは、阿蘇農業高校の坂梨先生から提供していただいた。）

ところで、肥後のあか牛の改良に貢献したシンメンタール種雄牛のなかで、前記の「スイス」、「ルデー」のほかに、「チングルホーレン」、「ブルダ」、「川瀬」（シンメンタール二回雜種）の三頭を加えて、これをシンメンタール五大系統牛といつている。

このなかで、「チングルホーレン」号は大正九年ごろ現在の阿蘇郡蘇陽町柏地区で供用されたが、これから「大平」や「長谷」などの種雄牛が生まれ、「長谷」からは「一繁」さらに「鏡山」が生まれた。「鏡山」はのちに球磨郡に移って同地区的産牛改良に多大の功績をあげたが、筆者は三十才台の若いころに、亡くなられた球磨の佐藤さんから、よく「鏡山」についての自慢話を聞いたものである。

「ブルダ」号は上益城郡河原村（いまの阿蘇郡西原村河原）に配置され、同地域の在来牛の改良に利用されたが、その系統をくむものとして、「杉丸」や「国見岳」、

「白榮」、「白優」などの種雄牛が生まれた。

「川瀬」号は、阿蘇郡白水村で供用され、「白柳」、「蘇水」、「蘇菊」、「青柳」、「豊星」、「福栄」など、種雄牛がその系統として生まれている。

さて、明治四十四年（一九一一年）現在で畜牛五十頭以上を所有する人々が、全国で三百七十名に及ぶとされ、そ

の主なるものとして、広島県四十二名、島根県二十八名となり、熊本県関係者としてはつぎの通り、農務省報三十五号に記録されているので、参考までに紹介しておこう。

| | | |
|------------|------|------|
| 阿蘇郡坂梨村 | 菅 慎雄 | 三〇〇頭 |
| 市原 源六 | 一二〇頭 | |
| 市原 助雄 | 五〇〇頭 | |
| 北小国村 秋吉 ツイ | 一〇〇頭 | |
| 辛島 リエ | 五〇頭 | |

これは、当時における牛小作の存在を示すものとして興味深い。

ところで、明治もいよいよ末期に近づいて、翌四十五年九月に天皇が崩御され、時代は大正へと移っていくことになるが、このころになると、産牛上の諸問題についても組織的かつ計画的に衆知を結集して処理しようという気運が出はじめ、大正三年二月には阿蘇郡産牛馬組合が畜産諮詢会を開いてその対策を検討することになり、委員として、

当時の農林省熊本種馬所長安井淳之助、阿蘇郡長佐々木乙、県立阿蘇農学校長百瀬葉千助、同校教諭宮地作次、県技師別所栄次郎、県属伊藤敬止、県技手山住須磨吉、県産牛馬組合連合会技手中村百治を委嘱し、これに郡会議員、組合役員、町村長が加わって、各種振興対策が真剣に論議された。

その結果、①現在の基礎雌牛の体格を改善して、体高を平均三尺八寸以上に改良する。②これがため、ブラウンイスまたはシンメンタールを交配し、混血した雑種牛には優良な内国種または改良和種を配する。③現在、郡内には繁殖牛が一四、四六八頭飼育され、八〇頭の種雄牛により、年間四、六八一頭の子牛が生産されており、子牛の平均価格は十四円四十銭であるが、④これを、年間六、五〇〇頭生産、子牛の平均価格二十二円以上を目指に改良増殖をすすめる、というような基本方針が策定された。

これより先、大正二年二月には、大分種牛所からシンメンタール種ならびに同系種の種雄牛一〇頭が、波野、産山、古城、山西、小峯、柏、南小国、野尻、色見、白水の各町村に貸付され、交雑に供用されることになったが、その当時の経緯については、もと大分種牛所技師でのちの茨城県種畜場長関根基四郎氏の談話が残されているので、それを紹介することにしよう。

以下の談話は関根氏が、昭和三十年四月十七日に阿蘇をたずねられた際、蔵本久、佐藤正次、湯浅正二、塩田宗一郎、吉川泉、林明任、島田義男の諸氏に筆者が加わって座談会を開催したときに、その概要を記録した筆者のメモによるものである。

「私は東大農学部獸医学実科を卒業して明治四十二年に農商務省七塚原種畜牧場に勤務したが、明治四十四年四月に大分種牛所へ転任した。大分種牛所の開設に伴って、七塚原種畜牧場に飼養されていたシンメンタール種は明治四十三年十二月に大分へ移管され、肥後牛の改良に用いられることになったが、このころの熊本県では畜牛改良方針をめぐってけんけんごうごう盛んに議論がなされていた。たまたま大正二年ごろ阿蘇の井平馬、宮地作次、宮内幸吉、蔵本久の諸氏が九州種牛所を視察され、シンメンタール一代雄種の千歳号が淡色ではあるが一枚毛であり、体格が大きくて体型がととのっていることに好感され、これが一つの動機となつてシンメンタールを阿蘇牛の改良に本格的にとり入れることになった。

当時のシンメンタールの種雄牛には、二つのタイプがあつて、阿蘇郡にはやや骨太の大型のものが入れられ、「第六ケザール」号の如きは完熟時には体高五尺六分、体重三〇六貫に達する堂々たるものであった。

上益城郡および球磨郡には、やや骨細のタイプのものが導入された。

肥後牛にシンメンタールを交配した一代雑種は、額、脇腹、腹下などに白斑があるものが多かつたが、頭部の全白はすくなかつた。二代雑種では白斑の大きさは小さくなる傾向があつたが数は多くなつた。

これを二分五厘退却雑種としたものでは、毛色は一枚毛が多く白斑も体表部から消えて下腹部などに集まる傾向があつた。

骨格の退却はみられなかつた。

大正五年に菊池郡大津町で熊本県畜産共進会が開催され、農商務省の湯地技師が審査長として審査された際、阿蘇郡錦野村の桐原仁太郎氏出品牛が淡色ではあつたが全体において他よりもすぐれていたので一等に入賞したことが大正初期における淡褐流行の端緒となつた。

大正年間に熊本県が県費四、〇〇〇円を投じてスイスより直輸入したシンメンタール種雄牛は、阿蘇郡菅尾村へ貸付けされたが、みるべき成績をあげ得なかつた。

以上がその談話の大要であるが、当時の事情がしのばれて興味深い。

さて、以上のような方法で在来牛とシンメンタール種との交雑が進められたのであるが、当時の阿蘇郡内には黒毛

牛もかなりの数が飼養されていて、「アカ」と「クロ」との雑交も行なわれていた。

大正三年に、当農商務省の技師であった湯池彦二氏が阿蘇郡の産牛事情を視察されたが、その際「あか牛」に黒毛種雄牛を交配することの不可なるゆえんを力説され、南小国、北小国と産山の一部を除いて、その他の町村はもつぱら「あか牛」をもって改良増殖することに方向づけられた。

大正五年三月には、熊本県技師岩田勇、同技手 山住須磨吉、阿蘇郡畜産組合技手 園田三郎の三氏によつて、南小国村の基礎牛について実態調査が行なわれたが、調査牛の頭数はわずかに二十二頭であつたけれども、次表によつてうかがわれるよう正に雑ばく極まるものであつた。

| (雌牛の種類) | | (赤毛) | (赤褐色) | (黒毛) | 計 |
|----------|-----|------|-------|------|---|
| シムメンタール系 | 四 | 一 | | | |
| ブラウンスイス系 | 三 | 一 | 一 | 五 | |
| エヤーフォード系 | 二 | 二 | 一 | 一 | |
| 短角・デボン系 | 一 | 一 | 五 | | |
| 在来種系 | 三 | 二 | 二 | | |
| 合計 | 一二六 | 二 | 六 | | |
| | 三四 | | | | |

その畜産組合の組織づくりは、熊本県ではまず産馬組合の結成というかたちで第一歩がふみ出されている。すなわち、明治二十六年に桐原伝三郎氏の提唱により、阿蘇郡白水村両併部落と隣接の高森町の一部を区域として「阿蘇郡白水村大字両併及高森町産馬改良組合」の名称のもとに設立され、明治二十七年二月十九日にときの熊本県知事松平正直の認可を得て発足している。

これが熊本県における畜産組合の組織化の嚆矢であるといえよう。

その後、明治二十八年には、同郡山西、錦野村産馬組合が結成され、つづいて野尻村、草ヶ部村、柏村、内牧村などに組合が設立されたが、そのほとんど大部分は任意組織であつてしかも弱体のものがすくなくなかつた。

ついでまもなく明治三十三年(一八九七年)の三月に法律第二〇号で「産牛馬組合法」が公布されたので、それが契

畜産組合の組織づくり

機となつて、大同団結の氣運がたかまゝ、「阿蘇郡産牛馬組合」が設立されるに至つた。

組織委員として井笠鉄次郎（宮地）、市原理平太（坂梨）、後藤権平（古城）、小山光馬（内牧）、白石繁馬（尾ヶ石）、山口愛人（永水）、藏原馬太郎（黒川）、加藤谿川（南小国）、明石諫吉（北小国）、丸野美熊（産山）、城井貞熊（波野）、野尻真振（野尻）、伊藤政弘（草ヶ部）、甲斐乙彦（柏）、笠井貞彦（菅尾）、福間弦彦（馬見原）、倉岡昌象（小峰）、岩下政彦（色見）、春日清九郎（高森）、桐原半蔵（白水）、佐藤重信（久木野）、前田久吉（錦野）の各氏がその任にあたり、明治三十三年六月に熊本県知事あてに認可申請を提出、同年八月七日付で認可の指令があり、ここにはじめて牛馬一体の畜産組合が発足したわけである。

この組合は、事務所を阿蘇郡内牧村二五七番地に置き、主なる事業として①種雄牛馬を繫養して種付業務を行なう。②種雄牛一頭に配合すべき雌牛は七十頭以内、種雄馬一頭に配合する雌馬は四十五頭以内とする。③組合員の所有する雄牛馬のうち種畜に供用するもの以外は、牛は二才馬は四才以前において去勢を実施する。④牛馬籍を調製する。⑤せり市場を開設する。⑥せり市場においては売上価格の百分の五を歩合金として組合に徴収する。⑦品評会、

講習会等を開催する、ことをかかげ、初代組合長には長野一誠、副組合長には渡辺吉住が就任した。

組合事務所は、その後、明治三十八年十一月に、定款を改正して、内牧から宮地へ移転しているが、発足後まもない同組合では、向う十年間の目標を策定して、畜牛改良への積極的姿勢をつぎのように打ち出している。

すなわち、「畜牛はその改良馬匹よりも至難に属すといえどもこれが目的を達成せんには種雄牛を選択し混交放牧を禁止し一般雄牛の去勢を励行し繁殖用の雌牛を精選し体格は骨相整然軀幹強健乳肉役の各用途に従いこれが改良を努めた体量五十貫以上体尺四尺二寸に達する間は改良をかさね、また戸ごとに繁殖用雌牛一頭繫養すべしこれが実行を期する暁には現下の価格に三倍し一頭につき十二円十銭を增收すべし」としており、当時の情勢がしのばれる。

ところで、阿蘇郡産牛馬組合ができたことが契機となつて、産牛馬組合を組織しようとする動きがしたいに熊本県内の各郡にひろがり、明治三十三年十月五日には球磨郡産牛馬組合が入吉町に事務所を置いて発足し、つづいて、鹿本、菊池その他の各郡でもつぎつぎに組合が設立されるに至り、明治四十四年四月十六日には、これらの連合体として熊本県産牛馬組合連合会が結成された。

これらの組織は、大正四年八月一日に畜産組合法の施行

とともに、産牛馬畜産組合に改称し、さらに大正十一年には畜産組合ならびに畜産組合連合会に名称を変更している。

雑種の整理と登録事業の開始

在来牛への外国種交雑は、体積の増大や早熟性の改善などの改良効果をもたらしたこととは事実であるが、やがて整理段階を迎えることになった。

そのいきさつについては、農林省編さんの「畜産発達史」がつぎのように記述しているので、それを紹介することにしよう。

すなわち「雑種凋落の原因は、政府の奨励が社会の要求に先んじ、これに需要がともなわなかつたという背景もその一つとして考えられるであろうが、生産の立場からは、その根本原因として、第一に和牛改良の基本思想が誤つていたこと、すなわちわが国農家の実情に合つた理想牛をつまびらかにすることなしに洋牛即理想牛、雑種即改良牛という単純な思想から出発し、したがつて雑種の利用方法についても一貫した方法がなかつたこと、第二には雑種牛の育成飼養管理が誤つっていたこと、すなわち洋種を大切にするあまり、舍飼にして、さらでだに劣つていた使役能力をますます低下させ、農耕や運搬使役に不便を感じしめ、飼

料のみ多く要してはなはだ不経済だと認められるようものが多かつたこと、第三に肉用としてその歩留りが悪く肉質についても肉商の間に不評を招いたこと、第四にこのような風評に乗じて一部商人中悪辣なる手段を弄して奇利を博せんとした者があつたこと」などがあげられている。

このような事情を背景に、政府は臨時産牛調査会を開いて、その善後策を諮問した。

委員としては、下岡忠治農務局長、湯地彦二畜産課長、東大の勝島仙之助、須藤義衛門、津野慶太郎、今井吉平、岩住良治の諸教授、橋本徳寿、岩波六郎両種畜場長、本田幸介、橋本左五郎、新山莊輔、古在由直、横井時敬らのほか、広島、兵庫、大阪、島根各府県の技師、搾乳業者二名、食肉業者一名を加えた二二名によつて審議を重ね、つきのように答申したのである。

- ①種牛は從来種牛調査委員会において決定せる方針によること
- ②乳汁の需要大なる地方へは差向き本邦産ならびに輸入にかかるホルスタイン種およびエヤーシャー種を配付してその種付の普及を図ること
- ③産牛政策は中央と地方との連絡をはかり一定の方針によるること
- ④畜牛改良増殖の成績を調査し、その結果に基づき各地

に適応せる牛種の固定をはかること

⑤本邦固有種の調査をなし、その優良なるものはこれを

保存すること

⑥前項の調査については特別調査委員を設くること

岩住教授はこの中で「和牛にはすでに相当外国の血統がまざり優良遺伝質も包含されている。ただこれを整理固定すべき段階にある」と強く主張され、この意見が入れられて第四項の決定となり、從来の洋種交雑による和牛改良方針はここに大きく転換することになったわけである。

筆者は、昭和三十一年三月だったかと思うが、前会長の佐々木清綱先生のお伴をして、当時千葉市で悠々自適の生活をしておられた岩住先生のお宅にお伺いして、前記の明治期における産牛事情やこれから日本における肉用牛改良的基本的考え方について、つぶさにご高見を拝聴したことを記憶している。

さて、その岩住先生が、明治三十六年から四十年（一九〇三～一九〇七）にわたってヨーロッパに留学されたが、期間満了で帰朝後、ときの農商務省に対し「ベルギーにおけるショートホーン雜種の整理固定状況報告」を提出されたことがある。

先生はその中で「まず改良の目標たるべき標準体型を定め、登録の助けによって固定をはかるべきこと」を提唱さ

れ、わが国の家畜を改良する手段としての登録事業の重要性を力説された。

また、前田正名は、すでに明治十七年（一八八四年）に「興業意見」において「牛馬の改良蓄殖をはかるにはその血統を最も要点とす」として「牛馬籍法」を制定すべき必要を痛感しており、さらに「農務顛末」でも明治十九年に福岡県より農商務省農務局長あてに「牛馬籍法」制定に関する具申を行なったことが記録されている。

わが熊本県では、明治三十四年に阿蘇郡農事巡回教師井上久光と畜産家園田杵島が牛馬籍制定のための調査活動をなし、明治四十一年三月に阿蘇郡産牛馬組合牛馬籍制定規程を定めて、同年五月からこれを実施した。

登録事業については、大正十二年に赤毛肥後牛登録規程と標準体型が制定され、「肥後のあか牛」の登録事業が開始されているが、その際には、前記の岩住先生や佐々木先生それに農林省の田口さんがその年六月に熊本県へ足をはこばれて、この事業を指導されており、当時のもようについて、佐々木先生は「私は大正十二年の六月に東大の岩住先生に随行して農林省の田口さんとともに人吉へ出かけた。当時わが国では役肉牛の改良が軌道にのって各地でそれぞれ標準体型を作り改良を進めようという動きがたかまりつあったので、熊本県でも赤毛肥後牛について標準体

型を制定しようということになり、県の山住技師とともにこれを作り上げた。しかしながら、このとき制定された標準体型にはなお多少の問題が残されていたので、私はもつと科学的なものを作りたいと考えて、その後多数の肥後牛を測定し、そのデータを基礎にして生物測定学的に「肥後牛標準体型」を作りあげた」と述懐しておられる。

つぎに、最初に制定された「赤毛肥後牛登録規程」と「標準体型」をかかげて参考に供することにしよう。

赤毛肥後牛登録規程

第一条 農家の経済状態に適応せる役肉用牛の造成固定を図り体型の整備および能力を増進せんがため県

内に生産したる改良赤毛牛の登録を行なう

第二条 登録を分ち予備登録および本登録として血統および体型を同時に登録するものとし本登録を受けたる畜牛を赤毛肥後種と称す

前項の登録を行うべき準備および調査資料のため郡に子牛登録補助簿および焼牛簿を備え左記各号によりこれを登録するものとす

一、登録補助簿

畜産組合員の飼養する赤毛牛にして繁殖年齢に達したるものは検査の上改良の基礎または資

料として適當なりと認めたるものに限り本簿に登載するものとす

二、登録補助簿附属焼牛簿

登録補助簿に登録せられたる畜牛の生産したる焼牛は全部本簿に登載する

第三条

予備登録を受くべき畜牛は左の要件を具備するものに限る

一、本県産の赤毛なること

二、牝牛は生後十八カ月以上にして体格審査標準点七十五点以上のものとす

三、牡牛は生後十八カ月以上にして体格審査標準点八十点以上のもの

四、登録補助簿に登載せられたるものに生産したもの、または登録牛の生産したるもの

第四条

本登録を受くべき畜牛は左の要件を具備するものとす

一、父母祖父母にさかのぼりいすれも予備登録牛たるもの、または本登録牛の間に生産したるもの

のとす

二、牝は生後十八カ月以上にして体格審査標準点八十五点以上のもの

三、牡は生後十八カ月以上にして体格審査標準点

八十五点以上のものなること

四、種類の標識を具備すること

第五条 登録を受けるとするものは第一号様式の申請書

を知事に提出すべし

第六条 前条の申請ありたるときは、審査員実地審査の

上合格と認めたる畜牛にはその右角に左の雛形により烙印し登録するものとす

予備登録牛 ④ 直径七分

本登録牛 ④ 本 直径七分

前項審査委員は知事これを命免す

第七条 登録せる畜牛に対しても、第二号様式の登録証明書を下附す

第八条 登録すべき畜牛は、登録したる畜牛と同一名号を用いることを得ず

第九条 登録したる畜牛は県外へ移出することを得ず、ただし知事の認可を受けたるときはこの限りにあらず

第十条 登録したる畜牛の所有権を移転したるときは十日以内に第三号様式により登録証明書を添えて移動証明を知事に申請すべし

第十二条 登録したる畜牛は汚損紛失したるときは書換えま

たは再下附を申請すべし、前項の申請ありたるとときは調査の上「再」の字を記入したる証明書を下附するものとす、

ただし、この場合は原証明書は効力を失うものとす

第十三条 登録したる畜牛の斃死または屠殺もしくば撲殺したるときは十日以内にその旨届けいで登録証明書を返納すべし

第十四条 登録に関し虚偽または不正の行為ありたるとときはその登録をとり消すことあるべし

第十五条 本規程による登録異動およびその取り消しはその都度これを告示す

第十六条 本規程は大正十二年十月四日よりこれを施行す。

標準体尺（成牛）

| 備考 | 管 | 腰角 | 坐骨間 | 腰 | 胸 | 胸 | 體 | 薦 | 體 | 體 | 体区分 | | | | | | | | | |
|------------------------------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | 高 | 長 | 深 | 幅 | 幅 | 幅 | 高 | 高 | 尺 | 寸 |
| 用途は役肉用 | 六五 | 一九〇 | 一七〇 | 一七〇 | 六八〇 | 一七〇 | 二五〇 | 五五〇 | 四五〇 | 四五〇 | 四尺五寸 | | | | | | | | | |
| 毛色は淡赤（淡赤とは赤毛または褐色の淡きもの） | 一四 | 四二 | 三八 | 三八 | 五一 | 三八 | 五六 | 一二三 | 一〇〇 | 一〇〇 | | | | | | | | | | |
| 褐色（赤の濃なるもの）の単毛とす。 | 五五 | 一八〇 | 一六〇 | 一六〇 | 六一〇 | 一五〇 | 二三〇 | 五一〇 | 四二〇 | 四二〇 | | | | | | | | | | |
| 種類の標徴・鼻鏡赤色を呈し角または蹄の電甲色を呈するもの | 一三 | 四三 | 三八 | 三八 | 三四六 | 三八 | 五六 | 一二一 | 一〇〇 | 一〇〇 | | | | | | | | | | |

| 体型区分 | | 配点 | |
|------|---------|----|---|
| 一般 | 体型 | 一 | 二 |
| 品 | 頭 頸 部 質 | 一〇 | |

| 体型区分 | | 配点 | |
|---------|----|----|---|
| 一般 | 体型 | 一 | 二 |
| 頭 頸 部 質 | 一〇 | | |
| 前 中 後 合 | 一四 | | |
| 頭 頸 部 質 | 一七 | | |
| 前 中 後 合 | 二五 | | |
| 頭 頸 部 質 | 一七 | | |
| 前 中 後 合 | 一四 | | |
| 頭 頸 部 質 | 一二 | | |
| 前 中 後 合 | 一〇 | | |
| 頭 頸 部 質 | 一〇 | | |
| 前 中 後 合 | 一〇 | | |

このようにして、大正十二年から、「肥後のあか牛」の品種としての固定をめざして、登録事業による改良がはじめられたのであるが、当時は農家はもちろんのこと技術者自身も登録に関する知識や理解に乏しく、しかもこの時期は全国的に経済不況の波がおしよせていてころでもあり、その影響もあって、登録事業は意のどく普及進展をみなかつたようである。

その後、昭和五年（一九三〇年）七月になって、ようやく予備登録第一号が誕生した。

雌の予備登録第一号は、阿蘇郡波野村の佐伯廉夫氏所有

「しゅんえい」号（昭和三年九月四日生）であり、雄の予備登録第一号は、国有で阿蘇郡畜産組合に貸付されていた。「波成」号（大正十五年十二月十日生）であった。しかし、登録事業が名実ともに軌道にのつたのは、物価統制がようやく厳しくなった昭和十六年（一九四一）に入つてからである。

すなわち、同年六月に牛についての最高販売価格が設定せられ、価格の基準が登録の進度段階によつてランクされることに規制されたため、がぜん登録事業への関心がたかまり、登録を受ける頭数が増加した。

当時、統制された牛の最高販売価格は次表の通りである。

| 生後12カ月以上 | | 生後12カ月未満 | | 登録資格牛 | 補助登録牛またはその資格牛 | その他の牛 |
|----------|-----|----------|-----|-------|---------------|-------|
| 牡 | 牝 | 牡 | 牝 | | | |
| 六五〇 | 八一〇 | 四五〇 | 七四〇 | 四二〇円 | 四二〇円 | 二八〇円 |
| 三四〇 | 五〇 | 二二〇 | 一一〇 | | | |
| 二八〇 | 四〇〇 | 一六〇 | | | | |

（一九四一年六月）

かくして、昭和十九年四月六日雌の部の本登録第一号が誕生した。名号は「第四さかえ」号、阿蘇郡久木野村産で生産者は浅尾房雄氏、所有者は甲斐雄太郎氏、審査は地方技師宇都宮義文、佐藤正次の両氏によって行なわれ、八十一点四六を得点した。

雄はそれより遅れて昭和二十一年二月十五日に「梅光」号が本登録第一号に登録された。生産地は阿蘇郡白水村、生産者は松岡ケサヨ氏、所有者は、球磨郡四浦村深水繁氏、審査は地方技師野沢遼一郎、佐藤正次の両氏によって昭和二十年五月二十八日に行なわれ、七六点七五を得点している。

ところで、七六点で本登録とは不可解ではないかとの疑問をいだかれる向きもあるかもしれないが、当時登録事業を所管していた全国農業会が、従来八〇点以上であった本登録の審査得点を予備登録と同じく七五点以上とし、両者の違いはただ血統上の差異のみとする内容の改正をしたことによるためである。

この改正は中國地方で大きな波紋を招き、九州にもその余波がひびいて、強い反対となつてあらわれた。ちょうどそのころ筆者は復員して熊本県農業会に入り、本部畜産課に在職して堀田頼之、佐々木毅夫の諸氏と七五点本登録時代の役肉用牛登録審査に従事したが、烏免忽々それから二

十六年の歳月がまたたく間に流れてしまった。

七五点以上本登録の問題は、その後もずっと継続され、生産者や第一線技術者の根強い反対にもかかわらず、全国農業会が解散されるまで強行された。

これより先、昭和十九年（一九四四年）八月、中央における登録審議会において、和牛は品種として固定したものと認め、これを分ちて「アカ」和牛、黒毛和牛、無角和牛とする旨の決定がなされている。

さて、昭和十二年（一九三七年）に、中央畜産会の手によって、本登録が全国的に一元化されるに至り、地方登録の段階から中央登録団体による登録事業の展開へと成長発展したわけであるが、登録事業実施団体はその後昭和十六年（一九四一年）には帝国畜産会へとうつりかわり、さらに昭和十八年（一九四三年）には中央農業会に引きつがれ、昭和二十年（一九四五）には全国農業会、その後全国和牛登録協会の段階を経て、昭和二十七年（一九五二年）四月からは日本褐毛和牛登録協会の手によって褐毛和牛の登録事業が継承され現在に及んでいることは衆知の通りであって、同協会発足から十年間にわたる「肥後のあか牛」の足跡について、昭和三十七年六月に刊行された協会機関誌「あか牛」の創立十周年記念号に詳述されており、その後の経緯についても「あか牛」誌上の会報欄その他の記事を通じ

て、その都度報告がなされているので、ここでは重複を避けることにして擱筆することとした。

むすび

日本褐毛和牛登録協会は、このほど名称を日本あか牛登録協会に変更したが、その発足は昭和二十七年四月であるので、本年は創立満二十周年を迎えたことになる。

人間にたとえれば、成人式を迎えるほどの年輪を重ねたことになる。

筆者は、本年がそのような意義ある年であることをも意識して、ここに「肥後のあか牛」の歴史的展望をこころみた次第である。

「あか牛」は今後もたくましくその歩みをつづけながら、このあと歴史を発展的につくりづけていくであろうと思うし、またぜひそのようにあってほしいと祈念してむすびのことばとする。

オールインワン給与による肥育試験成績

入価格四頭平均一一六、〇〇〇円（購入月県内
平均価格一二三、三二七円で供試牛は中程度の
素牛である。）

熊本県畜産試験場阿蘇支場
那大宮 拝本一 須高滝典欣男
利八雄弥

(2) 給与飼料及び給与量

給与飼料

| 期別 | 飼料名 | 配合比% | | | 成 分 |
|---------|-----|------|-----|-------|-----|
| | | 穀類 | 粗飼料 | D·C·P | |
| オールインワン | 前期用 | 四〇 | 一八 | 10 | 14 |
| | 後期用 | 八五 | 六〇 | 14 | 47 |
| | | 一五 | 一〇 | 14 | 2 |
| | | | 二 | 17 | 17 |
| | | | 七五 | 六五 | 六五 |
| | | | 五 | 五 | 五 |

給与量（体重比%）

| 後期 | 前期 | 予備期 | 飼料名 | 配合比% | | |
|----|----|-----|---------------|------|-----|----|
| | | | | 乾草 | 粗飼料 | 飼料 |
| 一 | 一 | 一 | オールインワン前期自由採食 | 二・五 | 若干 | 放牧 |
| 一 | 一 | 一 | オールインワン後期自由採食 | 二・五 | 若干 | 放牧 |

肥育牛三五—七〇頭草地一五—四〇haの經營規模のもとに、草地放牧による省力肥育技術指標を得るため昭和四六年度より一連の研究を行なつてきたが、その一つとして比較の意味も含めて集約的都市近郊型肥育形態によつた肉牛完全配合飼料、いわゆるオールインワンによる肥育試験を完了した。この試験は少頭数ではあるが、わが国ではまとまって発表された事例が少ないので発表することとしたが、この機会を与えていただいた本誌編集者に感謝の意を表します。

(1) 供試牛・肥育期間

供試牛 阿蘇郡で生産された褐毛和牛で昭和45年7—8月生まれの雄子牛、開始時体重平均二六二kg、購入月県内

(3) 飼養管理

予備期は舍飼および草地放牧（時間放牧）とし、去勢・除角・鼻環装着を行なった。オールインワンは自由採食とし半切ドラム缶により給与、飲水も自由方式とし、畜舎は軽量鉄骨スレート葺フリーバンに収容した。（一）頭当占有面積一四m²）

第1表 増 体 成 績

| No. | 血統 父 | 開始時 日 齢 | 開始時 体 重 | ~22週 | | 23~40週 | | 全 期 | |
|-----|---------------|------------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|
| | | | | 体重 | D G | 体重 | D G | 体重 | D G |
| 1 | 高 8 第十光浦 | 313 | kg 264 | kg 447 | kg 1.19 | kg 543 | kg 0.76 | kg 543 | kg 1.00 |
| 2 | 1級—213 重 波 | 308 | kg 272 | kg 461 | kg 1.23 | kg 583 | kg 0.97 | kg 583 | kg 1.11 |
| 3 | 1級—212 竜 明 | 289 | kg 267 | kg 395 | kg 0.83 | kg 497 | kg 0.81 | kg 497 | kg 0.82 |
| 4 | 1級—213 重 波 | 272 | kg 247 | kg 413 | kg 1.08 | kg 508 | kg 0.75 | kg 508 | kg 0.93 |
| 平均 | | 296 | kg 262 | kg 429 | kg 1.08 | kg 533 | kg 0.83 | kg 533 | kg 0.97 |

第2表 飼 料 の 摂 取 状 態

| | オールイン ワン摂取量 | | 摂取養分量 | | 1kg増体所要量 | | |
|------|----------------|-------------|-----------|-------------|-----------------|------------|------------|
| | 1頭 当たり | 1頭1日 当たり | D.C. P | T.D. N | オール インワ ン | D.C. P | T.D. N |
| 肥育前期 | kg 1,404 | kg 9.1 | kg 161 | kg 913 | kg 8.4 | kg 0.97 | kg 5.46 |
| 肥育後期 | kg 1,215 | kg 9.7 | kg 124 | kg 917 | kg 11.7 | kg 1.19 | kg 8.82 |
| 計 | kg 2,619 | kg 9.4 | kg 285 | kg 1,830 | kg 9.7 | kg 1.02 | kg 6.54 |

(4) 調査事項
ニハロイ、体重
と体調査（歩留・肉質・肉量）
二週毎一三時測定
本、ハロイ、体重
経済調査（諸材料費、償却費等）
四週毎
(5) 試験成績
イ、ハロイ、体重
増体成績および飼料の摂取状態
と体調査（歩留・肉質・肉量）
二週毎一三時測定
本、ハロイ、体重
経済調査（諸材料費、償却費等）
四週毎

口、ヒ体成績

第3表 ヒ体成績

| No. | 終了時 体重 | と殺前 体重 | 歩 留 | 外 均称 | 肉付 肉付 | 脂肪 付着 | 仕上 上 | 交雫 上+ | 色沢 63.2% | キ シマリ | 脂肪 色・質 | サシ | 格付 | 脂肪の厚さ mm | ロース 面積 cm ² |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------|----------|---------|----------|-------------|----------|-----------|---------|---------|-------------|------------------------------|
| 1 | kg 543 | kg 530 | kg 169 | kg 165 | kg 63.2% | kg 上+ | kg 上 | kg 極上 | kg 極上 | kg 極上 | kg 極上 | kg 上 | kg 上 | mm 1.7 | mm 17 |
| 2 | kg 583 | kg 550 | kg 184 | kg 182 | kg 66.5 | kg 上 | kg 上 | kg 極上 | kg 極上 | kg 極上 | kg 極上 | kg 上 | kg 上 | mm 1.0 | mm 19 |
| 3 | kg 497 | kg 490 | kg 157 | kg 155 | kg 63.7 | kg 上 | kg 上 | kg 極上 | kg 極上 | kg 極上 | kg 極上 | kg 上 | kg 中 | mm 1.0 | mm 12 |
| 4 | kg 508 | kg 490 | kg 152 | kg 152 | kg 62.0 | kg 上+ | kg 上 | kg 極上 | kg 極上 | kg 極上 | kg 極上 | kg 上 | kg 上 | mm 1.8 | mm 12 |

／＼所得計算

| 項目 | 金額 | 内 容 |
|-------|---------|---|
| 収入 | | |
| 枝肉代 | 228,096 | 316.8kg×720円 |
| ゴミ皮代 | 5,468 | 内臓 3,168円 皮 2,300// |
| | 小計 | 233,564 |
| 支出 | | |
| 素牛代 | 116,000 | 予備期熊畜特号 |
| 購入飼料 | 97,514 | 89kg×36.3円 =3,230円 オールインワン 2,619kg×36円 =94,284円 |
| 衛生費 | 406 | |
| 諸材料費 | 1,024 | 角スコップ、フォーク、一輪車等 |
| 手数料 | 3,535 | 販売手数料 2,335円 と場手数料 1,200// |
| 輸送費 | 2,000 | 畜試阿蘇支場～ 熊本市食肉センター |
| 建物償却費 | 117 | |
| | 小計 | 220,596 |
| 所得 | 12,968 | オールインワン1kg 34円の場合は所得は 21,436円となる。 |

(6) 要 約

四頭の事例であるが、二八〇日間肥育で一日当たり増体重〇・八二一一・一平均〇・九七kg、供試期間中二七一kgの増体をしめした。一日に九・四kgのオールインワンを探食、一kg増体所要量は九・七kgであった。枝肉歩留りは六二一六六・五%平均六三・九%、と肉成績は枝肉規格規準で上のもの二頭、中のもの二頭であった。枝肉単価はkg当たり七二〇円をしめした。

(7) オールインワン利用上の問題点

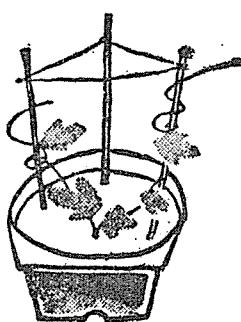
(1) 同一飼料の長期給与によるためか、供試期間の中後期において飼料採食状態に飽きがみられ、乾草・ワラ等を摂取したがるので、嗜好の変化を与えるため時々良質の乾草等を給与することも今後検討すべきであろう。

(2) 濃厚飼料と粗飼料の混合という、この飼料の特徴から、梅雨期においてカビの発生が他の飼料より早いやうに観察されるので、この期間のストック量・場所等注意すべきである。

(3) 前期飼料給与開始後、採食量が急増し下痢発生の要因となるので、給与制限するか、乾草併用給与が考慮される。

(2) 飼養管理労働時間（給飼・糞除去）調査の結果、

一頭一日二分程度であった。のことから、戸別経営内における多頭飼育の可能性がうかがわれるが、支出の中でも牛代に次いで比率の高い飼料費については、流通改善等による価格の低減を期待したい。



ニュージーランドにおける肉牛産業

熊本県畜産会
畜産コンサルタント 吉 広 重 信

はじめに

中央畜産会主催の第四回海外畜産事情研修事業の一環として、今回初めて太洋州班が編成され、それに参加する機会を得たので、肉用牛関係者の方々へ私の知り得た範囲についてご報告いたします。

なお、オーストラリヤについては、「あか牛」第25号（一九七〇・七）に宮本一男氏の詳細な報告が出され、私どもの日程の中心はニュージーランドが大半であつたので、ニュージーランドについてご紹介いたしたい。

一、ニュージーランドの畜産

ニュージーランドは北島と南島の主要な島よりなり、国土総面積は日本の七〇%、二七万平方キロ（六六百万エーカー）である。

日本によく似た国で、山岳、火山、湖、温泉に富み平地

が少なく、天然資源も少ない。気候は比較的多湿で雨量が多いが、寒暑の差は少なく温暖である。年間の平均気温は約一二。Cで、年間平均降雨量は一、〇二〇mmである。なお、日本と異なり日照時間は年平均二、〇〇〇時間の多さに達していることが牧草の生育を良くしている大きな要因である。

赤褐色に乾燥した土地の多いオーストラリヤと全く異なり、青々とした緑の国であり、草地農業国の典型である。土地利用状況は国土の3%の一七三〇万ヘクタールが農用地であり、改良草地を含めた既耕地は七五〇万ヘクタールで、野草地が五二五万ヘクタール、造林地四〇万ヘクタール、自然林一〇〇万ヘクタールとなっており、残り国土の1/3が山岳地帯となっている。（一九六八年）

ニュージーランドの海外貿易（輸出）の中に占める畜産物の割合は、一九六九年の輸出総額のうち畜産物は八四%となっている。日本との貿易は過去一〇年間に約六倍の増加を示し、日本はニュージーランドに対し、英、米、豪について四番目に多くの製品を供給している。

農家（農場）の平均経営規模は二六六・二ヘクタール（一九七〇年）であり、一九六九年では四ヘクタール以上の農家は約六万五千戸である。そのうち四七四〇ヘクタールが二四%，四〇~三〇〇ヘクタールが六%，三〇〇~

○ 貿易の実態

| | 1958年 | 1968年 |
|---------|-----------|------------|
| 日本への輸出 | 55億5800万円 | 275億1900万円 |
| 日本よりの輸入 | 28億5400万円 | 217億6200万円 |
| 総額 | 84億1200万円 | 492億8100万円 |

○ 日本への主なる輸出品

| 羊毛 | 90,4920 |
|------|---------|
| 木材 | 74,8280 |
| マトン | 72,3040 |
| カゼイン | 24,5240 |
| 粉乳 | 16,6880 |
| チーズ | 8,5520 |
| 食肉 | 8,4360 |

○ 日本よりの主なる輸入品
(FOB価格)

| 毛織物 | 63,2960 |
|------|---------|
| 鉄鋼 | 53,2600 |
| 電気機器 | 22,2600 |
| 機関車 | 17,7440 |
| 金属製品 | 13,8760 |
| 機械 | 12,3840 |
| 化学薬品 | 11,1840 |

二、〇〇〇ヘクタールが一四%、それ以上の規模は一%に過ぎない。比較的小規模経営のものが酪農で大規模のものは羊と肉牛飼養となっている。農家の労力は家族労働が主であるため機械による省力化がかなり進んでいる。

全体の農業経営の種類別状況をみると三六%が酪農経営で、めん羊飼育が四四%、肉牛経営が六%となっており混合経営と耕種農業が約一〇%、その他四%となっている。

二、視察研修の行程による畜産概要

われわれ一行はニュージーランド視察の第一歩を南島のカンタベリー平野の中心地クライストチャーチに印した。

ここでわれわれは、たまたま開催中のこの州の農業祭を見ることができ、きわめて有意義であった。ニュージーランドに飼養される全家畜、全品種と農機具ショー、および家畜のパレードを見て、ニュージーランド国民が平素家畜といかに密着した生活をしているかということをよく知り得た。

次いで南島の山岳地帯へはいり、羊と肉牛の混合経営による山岳畜産の典型的の一例を見た。一九世紀より急傾斜の山岳を開発し草地化した努力のもようや、三、〇〇〇フィート以上の高所もめん羊放牧がなされている状況を見た。南島は三日余りで去り、ニュージーランド畜産の主要地

北島へ船で渡った。北島はまず首都ウエリントンへ上陸し、ここで政府の担当官や、ダルゲッティ、ライトスチブンソンらの役員とのミーティングによりこの国の畜産概況について聞くことができた。

観察はウエリントンより北島の東部地域の中心地マスタートン市周辺で、主として肉牛牧場を観察した。この地域は主要な羊毛地帯であるが、酪農および肉めん羊もかなり飼育されている。次に、ここからマナワツ地方へはいり、ペーマストンノース、ワンガヌイ、ニュープリマスの小都市周辺は湿潤な土地で酪農が盛んである。ここでは乳牛の種畜の牧場五カ所と酪農工場、乳製品研究所、草地研究所（D S I R）、人工授精所等を観察した。この地帯はどの乳牛牧場も肥沃な土地がら、一エーカー当たり一七・五頭で（一ha二・三頭）、数多くの牧区三〇～四〇をじょうずによろテーションして飼育されている。（一牧区四七七エーカー）、観察した乳牛牧場は、ジャージー種二、フリージヤン種二、ショートホーン種一の割合で、いずこも体型資質ともに齊一なよく改良された牛群を飼育していた。なお、特記すべきこととしては乳製品研究所において日本人の嗜好に合う味付けの研究をしていたことであった。

次に乳牛の人工授精で特異なことは、この国は季節種付が行なわれているため、液状精液を使用し、一cc中二五〇

万の精虫数という驚ろくほど薄い濃度で授精が行なわれてゐるにもかかわらず受胎率が良く、日本では考えられないことである。

次いでワイカト河流域へとわれわれ観察団は車をとばしたが、途中かん木や大きな羊齒の群生したところを見たが、所々除草剤が使われているところや、木が伐採され草地化しつつある所を見かけ、いたる所、牛群や馬に混じって必ず羊が放牧されている光景を見て、なるほどめん羊国であるという印象を強くした。

めん羊はそれ自体ニュージーランド経済の大きなない手であるが、草地の維持管理の上からも大きな役割りを果していることがわかった。牛や馬の放牧後の草地の掃除刈り的役目により草生を良くしているのである。

ワイカト河流域は肥沃な土地で世界的に単位面積当たり家畜の密度の高い地域であり、この中心がハミルトン市である。

この五〇マイル周辺地域に乳牛一〇〇万頭、羊五〇〇万頭のほか肉牛が飼育されている。この地域において、乳牛の種畜の牧場三、肉牛牧場一、競走馬生産農場三を見たが、この一帯は牧養力も高くニュージーランドで最も豊かな所で、牛、馬のほかラム生産も盛んである。この一帯の酪農家は四〇～八〇haの規模で八〇～二〇〇頭程度の乳牛

を飼育しているが、一エーカー当たり一頭の規模である。

また、季節繁殖で冬に分娩させているが、冬も暖かく草生

もかなり良いとのことであるが、補助飼料としてヘイレーディを給与しているとのことである。

(1) 年中放牧

無畜舎

濃厚飼料無給与

次に農協運営の近代的設備を誇るテラバの粉乳工場と市乳工場を見た。ニュージーランドでは酪農場が市乳向け工場と乳製品工場へ出荷される農場が分かれ、後者は全体の九〇%～九五%で乳価の支払いも乳脂肪買いがなされている。（バター脂肪一ポンド当たり保証価格は現在二八・一〇セント）市乳向け乳価は牛乳一ガロン当たり二二セントと二五セントとのことである。

なお、このほか政府の研究機関であり世界的に有名な動物研究所では、家畜の能力向上のための生産的研究のあら

ましを聞き、きわめて有意義であった。またここでは、畜産農家のため毎年一定期間研究所を開放し、各専門家が技術の普及に当たっていると聞く。日本の技術指導の方方、研究のあり方について反省させられた。

最後にハミルトン市を約一三〇km北上し、オークランド市に至り、ここで軽種馬生産農場と輸出と畜場を視察し、今回の研修の全日程を終了した。

三、ニュージーランド畜産の特徴

気候に恵まれて、一年中牧草が生育し、草食家畜を年中放牧できるため、越冬用の畜舎の必要がなく、無畜舎でいるので、多頭飼育が可能となり、また合理的な輪換放牧により、年中栄養価の高い、短い牧草を飽食するため濃厚飼料が不要となる。したがって、酪農製品にする牛肉、羊肉、皮革にしろ、きわめて生産費が安くかかるので国際競争力の強い畜産物が生産される。

四、デーリービーフの現況

化学繊維のめざましい進出と、乳製品の過剰傾向が続いている現状から、羊毛とバターの中で安眠していたニュージーランドの畜産もだいぶ動き出しているようみえた。

年間百数十万頭生まれる乳牛の子牛がかなりの頭数肉用として市場に出ている。事実オークランドの輸出と畜場でも白黒のよく肥育された肉牛がかなり目についた。研究機関では、肉利用の面から能力の高いフリージャン種への転向を考えているが、個々の農家では乳脂肪が高いという理

肉用子牛の肥育成績の例

| 交 雜 の 種 類 | 月齢 | 体 重 (kg) | |
|--------------|------|----------|---------|
| | | 平 均 | 範 囲 |
| シャロレー×ジャージー | 11カ月 | 223 | 185~272 |
| ヘレホード×ジャージー | // | 188 | 127~242 |
| フリージャン×ジャージー | // | 217 | 186~241 |
| フ リ 一 ジ ャ ン | // | 266 | 186~349 |
| アバーデン アンガス | // | 203 | 156~273 |

由でジャージー種に固執する考えも依然強い。後継牛を得るための最小限の頭数を除いて、生育の早いフリージャンとの交雑種をつくり、それとフリージャンそのものの子牛を集め、肉用牛としての一つの部門を開発しようとする動きが出ており、一般酪農家のデーリービーフへの認識は漸次高まっている。ルアクラの動物研究所でもデーリービ

ーフの試験を行なっており、牧草のみで大体一八カ月齢で生体一〇〇〇ポンド(四五〇kg)、枝肉五五〇ポンドを目標としている。現在では酪農地帯に近接しているところで行なわれているが、羊の農家でもこのデーリービーフに相当興味をもつていている。

頭数

五、ニュージーランドにおける肉牛の現況 (1) 肉牛の品種別

ニュージーランドにおける肉牛の総頭数は、北島で四〇〇万頭、南島で一〇〇万頭計五〇〇万頭であって、その肉一五〇万頭が繁殖牛である。品種はアンガスとヘレフォードが全体の九〇%を占めその頭数は半々といわれている。その他ショートホーン、ベルテッドギヤロウエイ、エルーガス、シャロレー、シンメンタール、マリグレイ等が存在し、ジャージーやフリージャンとの交雑種も最近生産されている。参考としてニュージーランドにおけるアンガス、ヘレフォードの特性を示す。

。 アンガス

| 月 齡 | 体 重 | | 体 長 | 胸 囲 | 体 高 |
|---------|---------|---------|----------|-------|-------|
| | 雄 | 雌 | | | |
| 6カ月 | 227.5kg | 202.5kg | 雄185.5cm | 226cm | 127cm |
| 12カ月 | 450.0kg | 337.5kg | 雌167.6cm | 216cm | 117cm |
| 18~24カ月 | 675.0kg | 450.0kg | | | |
| 3 才 | 810.0kg | 630.0kg | | | |

☆初回種付時(2才)の平均体重は495kg(1,100ポンド)である。

。ヘレフォード

| 。生 体 重 | 雄 | 雌 |
|--------|-------|-------|
| 月 齢 | | |
| 3 カ月齢 | 127kg | 113kg |
| 6 // | 272// | 227// |
| 12 // | 408// | 318// |
| 18 // | 680// | 499// |
| 成 長 期 | 907// | 635// |
| 。体 長 | 203cm | 193cm |
| 。胸 囲 | 213cm | 198cm |
| 。体 高 | 127cm | 122cm |



ブルーマン種雄牛
(オーストラリアで交雑種に使っている。)

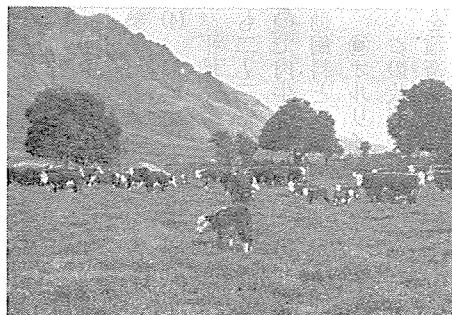
どし肉牛飼養が意欲的に取り入れられている様子がわかるし、軽種馬牧場においても馬の生産向上のため牧草生産の手段となつているとはいえる。肉牛の飼養を進めている傾向がみえた。

イ、飼養管理 肉牛牧場の特

(2) 飼料管理並びに繁殖育成
ニュージーランドにおける肉牛牧場はアンガス牧場二カ所、ヘレフォード牧場二カ所、ビーフショートホーン牧場一カ所の五牧場を視察し、それぞれの牧場で肉牛飼養の実態に触れたが、ニュージーランドの牧畜經營の実態としては、肉牛農場は軽種馬生産牧場に次ぎ裕福な農家であることを知った。

世界有数な酪農地帯であるニュージーランドが、世界の要請にこたえるごとく肉牛の飼養が増加しつつあることを見逃すことはできない。特にめん羊が盛んな地帯でもどし

色として、ニュージーランドにおいては山岳を多く利用できる地方で肉牛産業が進んでいて、ほとんどの肉牛牧場が平地四〇〇エーカー、高地で一五〇〇エーカー以上の面積を有し、めん羊との混牧飼養を行なっている。一経済単位は、肉牛一〇〇頭に対しめん羊一八〇〇頭程度となっていた。特に北島は畜産の立地条件がすぐれているため全家畜が順調に推移しているが、南島は山岳地帯が多く酪農の発展より肉牛とめん羊の飼育が盛んでトップドレッシングがで



リマーカブル農場
(山岳地帯のヘルホーダ牧場)

きない山にはめん羊が登り、草の状態がよい所では肉牛を飼い、麦類（いわゆる穀物）を植えるという型態となっている。肉牛の飼養は年間を通じて無畜舎、全放牧であるとともに、気候がよいのでほとんど冬季においても濃厚飼料や乾草類を給与していない。種畜の中で育成牛や販売用のものについては、冬季間良質の乾草やカブ類を与えている。肥育牛は草のみで一八ヶ月齢まで飼養し、生体重一〇〇〇ポンド（四五〇kg）程度を目標として出荷している。気候がよく、草の生育がよいので肥育の仕上り状態は上々である。ただし肉質については、脂肪の交雑はプラス一定程度で、脂肪の色についても若干クリーム色より黄色い感じである。

つた。

繁殖用の種畜は一頭当たり三エーカーの面積を与えていた。コマーシャルは一頭あたり一エーカーの面積で肥育の場



ビーフショートホーン（オルリィ牧場）
(やや色が異なるのはショートホーンとアンガスのF₁)

合もこの程度の面積に飼養されている。肉牛牧場の場合、めん羊と肉牛の糞尿利用による草地施肥がなされ、めん羊が草の殖生をよくするための維持管理用として活用されていることが、家畜と土地の結びつきをよく考慮されたニュージーランドの特色であると感じた。

参考として肉牛牧場の特記事項を述べる。

◎リマーカブル

農場（クインズタウン）

経営上の特記

- (1) 経営の方向として、今後はめん羊の生産を減らし、肉牛の種畜生産に踏み切る。高地六〇〇〇フィート（一八〇〇m）までは野兔の害が無ければ飛行機で草と肥料をまくる（トップドレッシング）ので肉牛が上りやすくなる。
- (2) めん羊と肉牛の放牧方法
- めん羊と肉牛と一緒に放牧することではなく、肉牛が先に

入り、その後めん羊が入り、この輪換型態をとっている。

(3) 去勢

肥育を行なう雄牛は、この牧場では生後三ヶ月までに去勢を行なっていた。

(4) 飼養上における特記

平地において家畜の事故率は、牛の場合もめん羊の場合も二七三%となっている。この地方は冬季間山に雪が降るので肉牛は平地で飼い、その間は乾草、カブ、オーツを補助飼料として放牧している。

◎オルリイー牧場（マスターントン郊外）

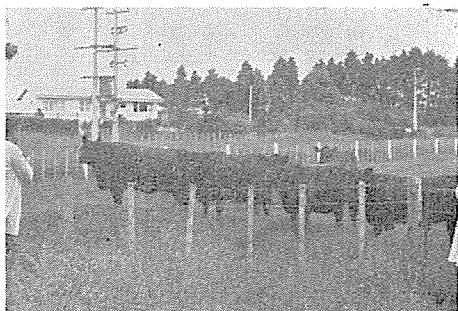
この牧場の特徴は、ショートホーンとアンガスの交配種を種畜として売り出そうとしていることである。牧場主の説明では、このF₁の若雄は（二年目のもの）で一日の増体量三ポンド（一・三五kg）と言っていた。

◎クーパー農場（マスターントン郊外）

種畜は二年目に販売し、コマーシャル用で一頭当たり八〇〇ドル（三二万円）、種雄畜で五〇〇〇～六〇〇〇ドル（約二〇〇万円）以上で販売している。この牧場は有角のヘラフォードを飼養し、原産地は英国で英國直輸入を売りものとしていた。

◎グレインサイロスアンガス農場

この農場は六名で協業をしているということであった



立派な住宅を持つカーウェンアンガス牧場

ス農場

が、これらの詳しい資料を入手することができなかつた。
種畜の販売は、二年生のもので三〇〇ドル（約一二万円程度）、種雄牛は二五〇〇ドル（一〇〇万円）

◎カーウェンアンガス農場

この牧場の特徴は、アンガス種の種雄牛の生産牧場で、二歳の種

雄牛で一五〇〇ポンドのものとなつて平均四二〇〇ドル（一六八万円）で販売している。

口、繁殖・育成の方法

肉牛の牧場の飼養慣行が牧草地における全放牧であるから、われわれの興味は繁殖方法と育成についてどのようにやつてているかであつた。特に今般訪れた牧場が種畜生産牧場であるから、繁殖について相当留意されているであろうと思い、全牧場で突つこんで聞きとりを行なつた。

観察対象の五つの肉牛牧場では人工授精は行なわれて

おらず、自然交配で種雄牛一に対し四〇~五〇が普通である。自然交配で問題となる種雄牛の消耗と品種の確認については、九月~十一月（日本の季節では四・五・六月ごろ）まで三ヶ月間に同一種雄牛を種雌牛群に混牧し、計画交配を完全に実施している。この期間内に受胎しない場合は翌年の状態を見るか、または大きな牧場では淘汰の基準としている。

種畜の育成については、分娩した子牛は自然哺乳で八ヶ月間、その間に三ヶ月目には牧草を食べさせていて子牛の別飼施設は作っていない。

種雄牛候補の場合、八ヶ月以後母牛から離され草のみで

最後の育成が行なわれ、二年目に市場で取り引きされるがほとんど種雄牛として売られている。

交配種雄牛の決定は、イギリスやアメリカ原産国との産肉能力検定成績を信頼し、その系統を連綿と繁殖している。

登録事業についても、この国の民情の豊かさ、人を疑わない底抜けの人の良さがあらわされている。全部農家に委かせつきりで、農家が記録した牛を登録簿に載せ、その牧場の牛の銘柄はロイヤルショウによつて決定されている。

育成の結果については、カアウェンアンガス農場においては、雄子牛一〇〇頭を育成しそのうち七〇頭が候補とし

て残り、三〇頭が肉牛の方にまわされる。七〇頭の候補はストックカンパニー（日本の農協より幅広い組織）においてほとんど種雄牛として売つてくれると言つていた。

ハ、肉畜の流通の状況

ニュージーランド肉畜の輸出状況は、日本に対するマトンの売り込みが相当進められていたが、この二~三年の間に牛肉の輸出について意欲的である。特に一九六九年から乳用雄子牛の肥育奨励のため、子牛一頭当たり、四〇三〇円（約一〇ドル）の補助金が交付されていることからも牛肉の増産に対する熱意がうかがわれる。

肉牛の流れ

生産された子牛は、種畜として育成する子牛を除いては、雄は生後三ヶ月で去勢し、一八ヶ月で生体一〇〇〇ポンド（四五〇kg）で肉牛として出荷している。クイーンズタウンのリマーカブル農場では、個人が肉牛を販売する場合には専門の輸送業者に委託してと畜場へ運搬し、取り引きはと畜場渡しで行なわれている。取引き価格は枝肉一〇〇ポンド当たり二五ドルで、これは一kg当たり二二〇円となつてゐる。

種畜の販売は種畜協会（ストックカンパニー・アソシエーション）の説明では、大体農家は全国にある一八ヶ所の協会の会員である会社へ種畜を販売し、農家はこの場合四%

肉畜の飼養頭数と、と殺頭数

めん羊 飼養頭数 59,900千頭

(1969年) と殺頭数

子めん羊 26,900千頭 (357,100トン)

めん羊 9,600千頭 (196,700トン)

肉牛 飼養頭数 5,000千頭

(1970年) と殺頭数

牛 1,700千頭 (344,200トン)

子牛 1,400千頭 (26,300トン)

豚 飼養頭数 553千頭

(1969年) と殺頭数 791千頭 (89,900トン)

の手数料を会社に支払う。しかし、この会社は農家が出資している会社であり、全国の一八カ所のうちには半数は協同組合型態であり、他に三カ所の国立のものもある。だからあくまでも農場側にたつた会社といえるだろう。



会報

○創立二十周年記念式典

本会創立二十周年記念式典は、五月十日午後三時より、熊本市城東町ホテルキャッスル特別室で挙行した。

当日は、農林省畜産局長代理として堀家畜改良課長をはじめ、大山九州農政局長、熊本県知事、熊本県議會議長、農林省熊本種畜場長、九州農試畜産部長、古賀九大助教授など多數来賓の臨席と、全国各県より約二〇〇名の関係者が出席して、左記の功労者を表彰し、あわせて内外のきびしい情勢に対処して、さらに「そう」「あか牛」の改良増殖を推進する決意を固め、ついでレセプションにつり、創立当時のよもやまばなしに花を咲かせながら談笑、協会の今後の発展を祈念して萬歳を三唱し、盛会裡に散会した。

功労者として表彰された関係者はつきの通りである。

○二十年勤続特別功労者

| | | |
|---------|---------------|---------------|
| 理 事 | 河 深 木 原 茂 清 人 | 河 深 木 原 茂 清 人 |
| 支 部 長 | 河 深 木 原 茂 清 人 | 河 深 木 原 茂 清 人 |
| 総 代 | 河 深 木 原 茂 清 人 | 河 深 木 原 茂 清 人 |
| 谷 中 本 | 河 深 木 原 茂 清 人 | 河 深 木 原 茂 清 人 |
| 本 | 河 深 木 原 茂 清 人 | 河 深 木 原 茂 清 人 |
| 茂 清 人 | 河 深 木 原 茂 清 人 | 河 深 木 原 茂 清 人 |
| 一 (熊 本) | 河 深 木 原 茂 清 人 | 河 深 木 原 茂 清 人 |
| (熊 本) | 河 深 木 原 茂 清 人 | 河 深 木 原 茂 清 人 |

審査委員

○特別功労者

| | |
|--------------------------------|---|
| 池 小 鈴 佐 畠 島 赤 安 吉 井 古 増 小 屋 | 桑 下 佐 堀 山 河 今 橋 西 |
| 上 松 木 藤 山 井 木 方 川 田 村 迫 | 原 村 伯 田 上 津 村 本 山 |
| 泰 正 平 作 右 衛 門 貫 三 武 信 | 重 昭 哲 賴 希 幸 健 賢 |
| 司 広 雄 安 門 新 一 治 泉 雄 慶 治 一 | 良 久 男 素 之 喜 来 士 一 |
| (長 福 秋 田) 島 島 本 本 本 本 本 本 | (熊 本) (長 嶺 嶺) |

大崎熊雄（長崎）

○一級登錄牛五頭以上飼養者

○監查會

四月十日午前十時より、本会事務局において監査会を開催。全監事出席のもとに本会並びに熊本県文部の昭和四十六年度事業成績及

び収支決算、関係書類諸帳簿の整理状況、その他会務運営全般について監査を実施した。

○ 理事会

五月十日午前十時より、熊本市城東町ホテルキャッスルにおいて理事会を開催。昭和四十七年度通常総会に提案する議案七件について審議、いずれも原案どおり可決したのち、職員給与規程の一部改正の件および旅費規程の一部改正の件をそれぞれ承認し散会した。

○ 昭和四十七年度通常総会

五月十日午後一時より、熊本市城東町ホテルキャッスルにおいて、昭和四十七年度通常総会を開催。宮城、長崎、熊本各県の関係者をはじめ、熊本県知事など多數の来賓出席のもとに、左記の議案について審議し、いずれも原案どおり承認可決して午後二時過ぎに散会した。

一、昭和四十六年度事業成績ならびに収支決算

二、昭和四十六年度決算剰余金処分案
三、特別積立金の一部繰り出し処分に関する件

四、昭和四十七年度事業計画ならびに収支予算案

五、監事の任期満了に伴う改選の件

六、理事の補欠選挙の件

七、本会事務所の移転に関する件
なお、監事改選の結果、増村信治（再）、市川昭吉（再）、増本

健一（新）の三氏がそれぞれ選任された。
また、井明理事の辞任に伴う補欠選挙の結果、山部龍三氏（新）が理事に選任された。

○ 本会事務所を移転

昭和四十七年度通常総会の議決により、五月二十九日より本会事務所を左記へ移転し、業務を開始した。

新事務所

熊本市草薙町一の二十一

なお、電話番号は從来どおり直通電話（熊本55局四六〇七番）

○ 昭和四十六年度事業成績ならびに

収支決算

昭和四十六年度事業成績

(1) 要旨

本年度は、わが国の肉用牛界にとって、波乱にみちた激動の年であったということができる。すなわち、対外的には、日中接近ムードのなかで中国食肉輸入解禁の動きが表面化したのをはじめとし、つづいて日本経済全体を大きくゆさぶるドルショックの問題が起り、さらにその波紋として、アメリカ側からする子牛ならびに牛肉の自由化圧が強まるなど、日本の肉用牛にとっての難題がつぎつぎと提起された。

一方、国内にあっては、牛肉に対する需要の増大にささえられて、子牛の価格は年間を通じて堅調に推移したが、それにもかかわらず繁殖めす牛の売却傾向はいぜんとしてつづいており、子牛の生産停滞、肉用牛資源のくいつぶしという憂慮すべき事態が各地で起こっている。

このような状態のなかで本会の事業が進められた。

以下の各項は、その成績の概要である。

(2) 事業成績

1 登録牛の体型の変化

高等登録種雄牛、全国の一級登録牛ならびに熊本県の二級登録牛の体型について、それがどのように推移しているかにつき、体高、胸闊、胸闊率、胸深、胸深率、寛幅、体重の各部位測定値から比較した結果は下表のとおりである。

すなわち、①体の部位については、体高はあまり高くなく、長脚のものがすくなくなり、体の深みと胸闊が増大して、胸闊率と胸深率がふえ、肉用体型への接近がみられるとともに、②めす牛の登録審査を受ける月齢が従来に比し三～四ヶ月齢ほど早くなり、若い牛すでにかなりの体格ができ上がるところまでに早熟性の改良効果が認められる。

1級登録牛（めす牛の全国平均）

| 区分 | 昭 40 | 昭 45 |
|------|------------|------------|
| 受検月齢 | 26.6±4.5 | 23.8±4.0 |
| 体 高 | 124.9±2.0 | 123.6±2.4 |
| 胸 囲 | 184.6±6.1 | 184.7±5.2 |
| 胸闊率 | 147.8% | 149.4% |
| 胸 深 | 65.9±1.9 | 65.8±1.9 |
| 胸深率 | 52.8% | 53.2% |
| 寛 幅 | 45.9±1.9 | 45.8±1.8 |
| 体 重 | 480.0±35.0 | 470.0±32.0 |

高等登録種雄牛

| 区分 | 昭36～昭40 | 昭41～昭45 |
|-----|---------|---------|
| 体 高 | 142.5 | 142.0 |
| 胸 囲 | 219.5 | 229.0 |
| 胸闊率 | 154.0 | 161.3 |
| 胸 深 | 78.2 | 80.0 |
| 胸深率 | 54.9 | 56.3 |
| 寛 幅 | 53.3 | 56.3 |
| 体 重 | — | 923.0 |

| 地域別 | 頭數 |
|------|------|
| 登高 | 等 |
| 一級登録 | 二級登録 |
| 熊本 | |
| 長崎 | |
| 福岡 | |
| 佐賀 | |
| 大分 | |
| 宮崎 | |
| 鹿児島 | |
| 沖縄 | |
| 九 | |
| 八 | |
| 七 | |
| 六 | |
| 五 | |
| 四 | |
| 三 | |
| 二 | |
| 一 | |

本年度の登録登記頭數は、対前年比で高等登録一七七%、一級登録一〇〇・四%、二級登録七三・四%、補助登記六一・八%、子牛登記八九・八%の成績にとどまつた。各県別の成績はつきの通りである。

2級登録牛（めす牛の熊本県平均）

| 区分 | 昭 40 | 昭 45 |
|------|------------|------------|
| 受検月齢 | 30.1±7.6 | 26.0±5.8 |
| 体 高 | 123.9±2.8 | 122.1±2.9 |
| 胸 囲 | 176.6±7.2 | 176.7±5.2 |
| 胸囲率 | 142.5% | 144.7% |
| 寛 幅 | 44.4±1.8 | 44.3±1.5 |
| 体 重 | 426.0±38.0 | 430.0±37.0 |

※ 超は規程月齢を超過したもの登録件数
 () 内数字は前年度の登録登記件数

3 会員の入会

イ、本年度の入会数

一四二二名

ハ、各県別の明細

4 諸會議の開催

監事会 昭和四十六年四月十三日（本会事務局）

理事会 同 五月二十六日（熊本市）

通常総会 同 五月二十六日（熊本市）

西日本ブロック会議

同
八月二日(対馬)

東日本ブロック会議

同八月十九日

5 研究会ならびに審査委員会

西日本プロツク研究会

昭和四十六年八月三日（対馬）

東日本人口動向研究会

中央審查委員會 同八月三日（北滿道）

同上

6 審査細則の改

6 審査細則の改正

産肉能力のより一層の向上をはかることを目的として、従来の審査細則を改正するため、ブロック研究会や中央審査委員会において検討を重ねた結果、意見の一致をみたので、昭和四十七年一月一日付で審査細則を改正し施行した。

その詳細は、機関誌「あか牛」第一八号に公表した通りである。

7 離乳時体重の調査と子牛の判定基準案の作製

た子牛の選抜に当たり、そのよるべき基準を設定する必要が生じて
きたが、農林省はその基準の作製を関係登録団体に委任したので、
本会においても、前年度に実施した子牛の生時体重の調査にひきつ
づき離乳時体重についての調査を行なって収集した一八六三頭の
資料につき、性、出生季節、母牛の産次などの要因別に分析検討し
一八〇日齢補正体重や産次についての補正などの問題を解決し、こ
のほど子牛（種畜）の判定基準案を作製して全国に公表した。

その内容については、機関誌「あか牛」第一八号に掲載した通り
である。

8 刊行事業

登録簿第一五巻ならびに機関誌「あか牛」第一七号、第一八号を
刊行し配（頒）布した。

9 優秀牛の表彰

左記の各種共進会に対し、それぞれ副賞を贈呈して、上位入賞の

優秀牛を表彰した。

東北六県肉牛共進会

北海道畜産共進会

秋田県畜産共進会

宮城県肉用牛共進会

群馬県肉牛共進会

茨城県肥育牛共進会

静岡県畜産共進会

長崎県畜産共進会

熊本県畜産共進会

昭和46年度収支決算

社団法人 日本あか牛登録協会

昭和46年4月1日より

昭和47年3月31日まで

1. 収入総額 9,147,320円

2. 支出総額 8,041,558円

| 収 入 の 部 | | | | | |
|---------|-------|-------------|-----------|---------------------|---------------------------------------|
| 科 目 | | 決 算 額 | 予 算 額 | 比 較 増 減 | 摘要 |
| 款 | 項 | 目 | | | |
| (1)会費 | | | 円 423,700 | 円 750,000 △ 326,300 | |
| | 1.入会金 | | 423,700 | 750,000 △ 326,300 | |
| | | 1.入会金 | 423,700 | 750,000 △ 326,300 | 300円の1,411名 400円の1名 |
| (2)登録料 | | | 6,110,000 | 6,210,000 △ 100,000 | |
| | 1.登録料 | | 6,110,000 | 6,210,000 △ 100,000 | |
| | | 1.高 級 登 録 料 | 155,000 | 100,000 55,000 | 2,500円の62件 |
| | | 2.二級登録料 | 3,373,000 | 3,400,000 △ 27,000 | 1,000円の3,312件 超過分 55件 1,500円の4件 |
| | | 3.二級登録料 | 27,300 | 60,000 △ 32,700 | 500円の41件 超過分4件 800円の 6件 |
| | | 4.補助登記料 | 10,000 | 10,000 0 | 200円の50件 |
| | | 5.子牛登記料 | 2,544,700 | 2,640,000 △ 95,300 | 80円の27,315件 100円の3,579件 400円の4件 |
| (3)証明料 | | | 116,500 | 90,200 26,300 | |
| | 1.証明料 | | 116,500 | 90,200 26,300 | |
| | | 1.移動証明料 | 95,600 | 80,000 15,600 | 200円の478件 |
| | | 2.再交付料 | 20,500 | 10,000 10,500 | 1,000円の19件 500円の 3件 |
| | | 3.書換料 | 400 | 200 200 | 200円の 2件 |
| (4)雑収入 | | | 251,685 | 200,000 51,685 | |
| | 1.雑収入 | | 251,685 | 200,000 51,685 | |
| | | 1.雑収入 | 161,685 | 200,000 △ 38,315 | 刊行物実費領布代なら びに預金利息 |

| | | | | | | |
|--------|-------|-------|-----------|-----------|-----------|---------------|
| | | 2.寄付金 | 90,000 | 0 | 90,000 | 熊本県小国支部よりの寄付金 |
| (5)繰越金 | | | 1,892,028 | 1,892,028 | 0 | |
| | 1.繰越金 | | 1,892,028 | 1,892,028 | 0 | |
| | | 1.繰越金 | 1,892,028 | 1,892,028 | 0 | 前年度よりの繰越金 |
| (6)繰入金 | | | 353,407 | 353,407 | 0 | |
| | 1.繰入金 | | 353,407 | 353,407 | 0 | |
| | | 1.繰入金 | 353,407 | 353,407 | 0 | 共進会会計よりの繰入金 |
| 合 計 | | | 9,147,320 | 9,495,635 | △ 348,315 | |

※ 支部未設置地域における本会直接取扱分

| 支 出 の 部 | | | | | | |
|---------|-------|--------|-----------|-----------|-----------|--------------|
| 科 目 | | | 決 算 額 | 予 算 額 | 比 較 増 減 | 摘 要 |
| 款 | 項 | 目 | | | | |
| (1)事務費 | | | 4,664,885 | 5,080,000 | △ 415,115 | |
| | 1.役員費 | | 369,682 | 530,000 | △ 160,318 | |
| | | 1.報酬 | 300,000 | 320,000 | △ 20,000 | 理事、監事報酬 |
| | | 2.役員旅費 | 69,682 | 210,000 | △ 140,318 | |
| | 2.職員費 | | 3,931,647 | 4,130,000 | △ 198,353 | |
| | | 1.俸給 | 2,459,800 | 2,580,000 | △ 120,200 | 専任4名 |
| | | 2.諸手当 | 1,267,810 | 1,280,000 | △ 12,190 | 賞与、諸手当 |
| | | 3.旅費 | 32,346 | 100,000 | △ 67,654 | |
| | | 4.厚生費 | 171,691 | 170,000 | 1,691 | 年金、保険の事業主負担分 |
| | 3.需要費 | | 363,556 | 420,000 | △ 56,444 | |
| | | 1.備品費 | 23,400 | 20,000 | 3,400 | 備品購入費 |
| | | 2.消耗品費 | 54,010 | 40,000 | 14,010 | 事務用品代 |
| | | 3.通信費 | 135,331 | 180,000 | △ 44,669 | 郵便、電信電話料 |
| | | 4.光熱費 | 12,266 | 15,000 | △ 2,734 | 電燈料 |
| | | 5.印刷費 | 50,800 | 65,000 | △ 14,200 | 諸用紙印刷代 |
| | | 6.雑費 | 87,749 | 100,000 | △ 12,251 | |

| | | | | | | |
|--------|---------|----------------------|-----------|-----------|-----------|----------------------|
| (2)会議費 | | | 119,391 | 150,000 | △ 30,609 | |
| | 1.会議費 | | 119,391 | 150,000 | △ 30,609 | |
| | | 1.総代会費 | 66,350 | 80,000 | △ 13,650 | |
| | | 2.役員費 | 53,041 | 70,000 | △ 16,959 | |
| (3)事業費 | | | 2,322,362 | 2,970,000 | △ 647,638 | |
| | 1.登録事業費 | | 729,905 | 830,000 | △ 100,095 | |
| | | 1.審査費 | 188,216 | 200,000 | △ 11,784 | |
| | | 2.証明書発行費 | 130,000 | 130,000 | 0 | |
| | | 3.東西ブロック会議及び中央審査委員会費 | 411,689 | 500,000 | △ 88,311 | 東西ブロック会議ならびに中央審査委員会費 |
| | 2.改良事業費 | | 222,991 | 300,000 | △ 77,009 | |
| | | 1.種畜生産基地育成事業費 | 156,332 | 200,000 | △ 43,668 | |
| | | 2.調査費 | 66,659 | 100,000 | △ 33,341 | 改良に関する資料の収集ならびに調査費 |
| | 3.普及事業費 | | 338,904 | 500,000 | △ 161,096 | |
| | | 1.登録牛飼養多頭化奨励金 | 36,000 | 100,000 | △ 64,000 | 奨励金として交付 |
| | | 2.普及対策費 | 64,300 | 100,000 | △ 35,700 | |
| | | 3.研究会・講習会費 | 78,768 | 100,000 | △ 21,232 | |
| | | 4.宣伝費及び食糧費 | 159,836 | 200,000 | △ 40,164 | |
| | 4.組織対策費 | | 521,544 | 800,000 | △ 278,456 | |
| | | 1.支部強化対策費 | 400,000 | 400,000 | 0 | 各県支部へ交付 |
| | | 2.支部指導費 | 88,824 | 250,000 | △ 161,176 | |
| | | 3.中央連絡業務費 | 32,720 | 150,000 | △ 117,280 | |
| | 5.刊行事業費 | | 419,518 | 460,000 | △ 40,482 | |

| | | | | | | |
|--------------|-------------|----------------------|-----------|-------------|-----------|----------------------------------|
| | | 1. 登録簿 刊行費 | 200,000 | 220,000 | △ 20,000 | 印刷、製本、発送費 |
| | | 2. 機関誌 刊行費 | 219,518 | 240,000 | △ 20,482 | |
| | 6. 褒賞費 | | 89,500 | 80,000 | 9,500 | |
| | | 1. 褒賞費 | 89,500 | 80,000 | 9,500 | 賞状、副賞代 |
| (4) 諸支出 金 | | | 684,920 | 680,000 | 4,920 | 予算不足額は予備費より流用 |
| | 1. 負担金 | | 170,000 | 180,000 | △ 10,000 | |
| | | 1. 負担金 | 170,000 | 180,000 | △ 10,000 | 中 畜 6万円 肉用牛協会 10万円 その他 1万円 |
| | 2. 事務所 費 | | 393,120 | 400,000 | △ 6,880 | |
| | | 1. 事務所 費 | 393,120 | 400,000 | △ 6,880 | 賃借料 |
| | 3. 雑 費 | | 121,800 | 100,000 | 21,800 | |
| | | 1. 雑 費 | 121,800 | 100,000 | 21,800 | 法人住民税 学会賛助費 慶弔費 |
| (5) 積立金 | | | 250,000 | 250,000 | 0 | |
| | 1. 積立金 | | 250,000 | 250,000 | 0 | |
| | | 1. 職員退 職給与 積立金 | 250,000 | 250,000 | 0 | |
| (6) 予備費 | | | 0 | 365,635 | △ 365,635 | |
| | 1. 予備費 | | 0 | 365,635 | △ 365,635 | |
| | | 1. 予備費 | 0 | 365,635 | △ 365,635 | |
| 合 計 | | 8,041,558 | 9,495,635 | △ 1,454,077 | | |

決算剰余金 1,105,762円は次年度へ繰り越し

○ 昭和四十七年度事業計画並びに収支予算

昭和四十七年度事業計画

より、協会の運営をはかるようにしたい。

(1) 登録事業

本会はここに創立二十周年を迎えたが、その間、北海道をはじめ全国一五支部の組織と九六、八二七名に及ぶ多數の会員の総力を結集して、わが国内用牛の改良促進をめざし、登録事業の振興につとめて現在に及んだ。

しかしながら、肉用牛をとりまく最近の諸情勢はまことにきびしいものがあり、とくにその中で資源の減少傾向をどのようにしていくか、いかにして牛肉の国内自給態勢を確立するかは、当面最大の課題となっている。

この課題に対処するためには、零細規模の経営から脱却するための生産構造上の問題や価格安定対策をはじめ流通機構の改善などの諸問題の解決がなされねばならないが、改良技術の側面からは、「多量の良肉を生産する効率のよい牛づくり」に集約されることになり、このことが登録団体に課せられた使命であると考えられるので、この意識を基礎にして、関係諸機関や各団体と連携を密にしながら、登録事業の推進をはかりたい。

なお、本年度の東日本ブロック協議会は秋田県を当番として、また西日本ブロック協議会は長崎県を当番にそれぞれ開催し、事業推進のための具体的検討を行なう予定である。
登録登記料金については、他の登録団体では、すでに前年度において改訂をしているが、本会では本年度までは現行料金すえ置きで改訂は見送ることにし、財源不足分は積立金の繰り入れ処理に

(2) 育種事業

国ならびに県の事業として進められている肉用牛種畜生産基地育成事業は「あか牛」においても順調に進展し、計画交配、産子選抜、能力検定が軌道にのり、近く新しい種雄牛による基地内供用がはじめられる段階であること、これに加えて新しく雌牛を中心とした育種集団整備促進事業が展開されるので、協会もこの事業に積極的に協力し、その目的達成に寄与したい。

(3) 登録牛飼養多頭化奨励事業

この事業は、前年度にひきつづいて本年度もこれを継続することにし、年度内に三頭以上の一級登録牛を作出し、これを保留して繁殖に供用する会員に対しては、その納入した登録料の二分の一に相当する額を奨励金として交付することにしたい。

(4) 組織対策

組織対策には、前年度同様とり組むことにし、組織活動の強化に努めたい。

(5) 刊行事業

印刷費の高騰により刊行事業は年々困難の度を加えつてあるが、機関誌の発行と登録簿の刊行は本年度も前年度同様に続行したい。

(6) 表彰事業、その他

前年度に準じて行ないたい。

昭和47年度収支予算

社団法人 日本あか牛登録協会

昭和47年4月1日より

昭和48年3月31日まで

1. 収入総額 8,946,962円
2. 支出総額 8,946,962円

| 収入の部 | | | | | |
|--------|-------|---------|--------------|--------------|------------------------|
| 科 目 | | 予算額 | 前年度 予算額 | 比較増減 | 摘要 |
| 款 | 項 | 目 | | | |
| (1)会費 | | | 円 450,000 | 円 750,000 | △ 300,000 |
| | 1.入会金 | | 450,000 | 750,000 | △ 300,000 |
| | | 1.入会金 | 450,000 | 750,000 | △ 300,000 300円の 1,500名 |
| (2)登録料 | | | 6,180,000 | 6,210,000 | △ 30,000 |
| | 1.登録料 | | 6,180,000 | 6,210,000 | △ 30,000 |
| | | 1.高級登録料 | 150,000 | 100,000 | 50,000 2,500円の60件 |
| | | 2.二級登録料 | 3,400,000 | 3,400,000 | 0 1,000円の3,400件 |
| | | 3.三級登録料 | 60,000 | 60,000 | 0 500円の120件 ※ |
| | | 4.補助登記料 | 10,000 | 10,000 | 0 200円の50件 ※ |
| | | 5.子牛登記料 | 2,560,000 | 2,640,000 | △ 80,000 80円の32,000件 |
| (3)証明料 | | | 110,200 | 90,200 | 20,000 |
| | 1.証明料 | | 110,200 | 90,200 | 20,000 |
| | | 1.移動証明料 | 100,000 | 80,000 | 20,000 200円の500件 |
| | | 2.再交付料 | 10,000 | 10,000 | 0 1,000円の10件 |
| | | 3.書換料 | 200 | 200 | 0 200円の1件 |
| (4)雑収入 | | | 201,000 | 200,000 | 1,000 |
| | 1.雑収入 | | 201,000 | 200,000 | 1,000 |
| | | 1.雑収入 | 200,000 | 200,000 | 0 刊行物実費頒布代ならびに預金利息 |

| | | | | | |
|--------|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 2.寄付金 | 1,000 | 0 | 1,000 | |
| (5)繰越金 | | 1,105,762 | 1,892,028 | △ 786,266 | |
| | 1.繰越金 | 1,105,762 | 1,892,028 | △ 786,266 | |
| | 1.繰越金 | 1,105,762 | 1,892,028 | △ 786,266 | 前年度よりの繰越金 |
| (6)繰入金 | | 900,000 | 353,407 | 546,593 | |
| | 1.繰入金 | 900,000 | 353,407 | 546,593 | |
| | 1.繰入金 | 900,000 | 353,407 | 546,593 | 積立金よりの繰入金 |
| 合 計 | | 8,946,962 | 9,495,635 | △ 548,673 | |

※ 支部未設置地域における本会直接取扱分

| 支 出 の 部 | | | | | |
|---------|---------|-----------|----------------|-----------|-------------------------|
| 科 目 | | 予 算 額 | 前 年 度 予 算 額 | 比 較 増 減 | 摘 要 |
| 款 | 項 | 目 | 円 | 円 | 円 |
| (1)事務費 | | 4,980,000 | 5,080,000 | △ 100,000 | |
| | 1.役員費 | 480,000 | 530,000 | △ 50,000 | |
| | 1.報酬 | 320,000 | 320,000 | 0 | 理事、監事報酬 |
| | 2.役員旅費 | 160,000 | 210,000 | △ 50,000 | |
| | 2.職員費 | 4,110,000 | 4,130,000 | △ 20,000 | |
| | 1.俸給 | 2,580,000 | 2,580,000 | 0 | 専任3名12ヵ月分 臨時1名 100日分 |
| | 2.諸手当 | 1,280,000 | 1,280,000 | 0 | 賞与、諸手当 |
| | 3.旅費 | 70,000 | 100,000 | △ 30,000 | |
| | 4.厚生費 | 180,000 | 170,000 | 10,000 | 年金、保険の事業主負担分 |
| | 3.需要費 | 390,000 | 420,000 | △ 30,000 | |
| | 1.備品費 | 20,000 | 20,000 | 0 | 備品購入代 |
| | 2.消耗品費 | 40,000 | 40,000 | 0 | 事務用品代 |
| | 3.通信運搬費 | 180,000 | 180,000 | 0 | 郵便 電信電話料 |
| | 4.光熱費 | 15,000 | 15,000 | 0 | 電燈料 |
| | 5.印刷費 | 45,000 | 65,000 | △ 20,000 | 諸用紙印刷代 |
| | 6.雜費 | 90,000 | 100,000 | △ 10,000 | |

| | | | | | |
|--------|---------------|-----------|-----------|-----------|----------------------|
| (2)会議費 | | 150,000 | 150,000 | 0 | |
| | 1.会議費 | 150,000 | 150,000 | 0 | |
| | 1.総会総代会費 | 80,000 | 80,000 | 0 | |
| | 2.役員会費 | 70,000 | 70,000 | 0 | |
| (3)事業費 | | 2,830,000 | 2,970,000 | △ 140,000 | |
| | 1.登録事業費 | 750,000 | 830,000 | △ 80,000 | |
| | 1.審査費 | 200,000 | 200,000 | 0 | |
| | 2.証明書発行費 | 100,000 | 130,000 | △ 30,000 | |
| | 3.及び審査委員会費 | 450,000 | 500,000 | △ 50,000 | 東西ブロック会議ならびに中央審査委員会費 |
| | 2.改良事業費 | 280,000 | 300,000 | △ 20,000 | |
| | 1.育種事業推進費 | 200,000 | 200,000 | 0 | |
| | 2.調査費 | 80,000 | 100,000 | △ 20,000 | 改良に関する資料の収集ならびに調査費 |
| | 3.普及及事業費 | 500,000 | 500,000 | 0 | |
| | 1.登録牛飼養多頭化奨励金 | 100,000 | 100,000 | 0 | 奨励金として交付 |
| | 2.普及対策費 | 100,000 | 100,000 | 0 | |
| | 3.研究会講習会費 | 100,000 | 100,000 | 0 | |
| | 4.宣伝費及び食糧費 | 200,000 | 200,000 | 0 | |
| | 4.組織対策費 | 730,000 | 800,000 | △ 70,000 | |
| | 1.支部強化対策費 | 400,000 | 400,000 | 0 | 各県支部へ交付 |
| | 2.支部指導費 | 200,000 | 250,000 | △ 50,000 | |
| | 3.中央連絡業務費 | 130,000 | 150,000 | △ 20,000 | |
| | 5.刊行事業費 | 490,000 | 460,000 | 30,000 | |

| | | | | | | | |
|---------|--------|---------------------|--------------------|--------------------|-------------|-----------|-----------------------------|
| | | 1.登録簿 2.刊行費 | 250,000 240,000 | 220,000 240,000 | 30,000 0 | 印製発送 | 副本費 |
| | | 6.褒賞費 | | 80,000 | 80,000 | | |
| | | 1.褒賞費 | | 80,000 | 80,000 | 0 | 賞状、副賞代 |
| (4)諸支出金 | | | | 680,000 | 680,000 | 0 | |
| | 1.負担金 | | | 180,000 | 180,000 | 0 | |
| | | 1.負担金 | | 180,000 | 180,000 | 0 | 中畜 6万円 肉用牛協会 10 その他 2 |
| | 2.事務所費 | | | 400,000 | 400,000 | 0 | |
| | | 1.事務所費 | | 400,000 | 400,000 | 0 | 賃借料 |
| | 3.雑費 | | | 100,000 | 100,000 | 0 | |
| | | 1.雑費 | | 100,000 | 100,000 | 0 | 法学会慶 住民税 会員賛助費 |
| (5)積立金 | | | | 150,000 | 250,000 | △ 100,000 | |
| | 1.積立金 | | | 150,000 | 250,000 | △ 100,000 | |
| | | 職員退 1.職給与 積立金 | | 150,000 | 250,000 | △ 100,000 | |
| (6)予備費 | | | | 156,962 | 365,635 | △ 208,673 | |
| | 1.予備費 | | | 156,962 | 365,635 | △ 208,673 | |
| | | 1.予備費 | | 156,962 | 365,635 | △ 208,673 | |
| | 合 | 計 | | 8,946,962 | 9,495,635 | △ 548,673 | |

暑中お見舞申し上げます

昭和四十七年盛夏

法人 日本あか牛登録協会

同 同 同 監 同 同 同 同 同 同 同 同
事 会 長 副 会 長 常 務 理 事 理 事

増市 増山 犬魚 今袋 小池 矢野 深河 岡本
本川 村部 童住 村 松上 野口 川津 本

健昭 信龍 忠一 光武 泰幸 源金寅 正
一吉 治三 利海 来雄 文司 雄藏 雄幹

刊行物実費頒布案内

○褐毛和牛登録簿

| | |
|------|------|
| 第十卷 | 二〇〇円 |
| 第十一卷 | 二〇〇円 |
| 第十二卷 | 二〇〇円 |
| 第十三卷 | 二〇〇円 |
| 第十四卷 | 二〇〇円 |
| 第十五卷 | 二〇〇円 |

○褐毛和牛発育曲線

| | |
|----------|------|
| (雌・雄)各一部 | 三〇〇円 |
|----------|------|

○機関誌「あか牛」

| | |
|------|------|
| 各号一部 | 二〇〇円 |
|------|------|

代金前納申し込みのこと

申込先 熊本市草葉町一の二一

社団法人 日本あか牛登録協会

電話 (55) 四六〇七番
振替 熊本 一五一〇
郵便番号 八六〇

第 29 号

昭和 47 年 7 月 1 日 印刷
昭和 47 年 7 月 10 日 発行

編集兼発行者 桑原重良
発行所 日本あか牛登録協会
熊本市草葉町1番21号
振替 熊本 1510 TEL 55 4607
円 860

印刷者 白石 豊
印刷所 熊本市御領町730
印刷協業組合 サン・カラー
TEL 63 3101